金融庁（平成21年12月21日）

改正貸金業法の評価
― 改正前の市場 ―
（平成18年アンケート調査）

「全ての人間は、自分とやり方がちがえば、これを野蛮という」

モンテーニュ 『随想録』

東京情報大学　総合情報学部
堂下　浩（准教授）

改正貸金業法が制定される前の我が国の金融システム

- 1990年代以降、長年に亘る護送船団行政の結果としてリスク管理能力の欠如、そしてバーゼル合意における自己資本規制導入により、邦銀は金融機能を一貫して後退させていた。
- 一方、邦銀の撤退した分野をノンバンクが補完し、バンクとノンバンクがリスクに応じて市場を棲み分ける途上にあり、制度も整備されてきた。

法改正を推し進めた「前提条件」

プライバシーを配慮し、本内容を未公開とします。

法改正前における市場の実態

調査の目的とフレーム

1. **調査の目的**
   - 当時、様々な場で消費者金融利用者の実態が論議されていたが、多くの調査では債務整理に陥った利用者など特定利用者に焦点を当てており、現在消費者金融を利用している、真の利用者像が見えていない。そこで、できるだけ多くの利用者のサンプルを集め、統計学に基づく調査を行い、消費者金融利用者の実態を浮き彫りにするのが本調査の目的である。
2. **調査対象者**
   - インターネット調査会社に登録している２０歳以上のモニターを対象とした。
3. **調査方法**
   - インターネットのアンケート調査。対象者にメールで協力依頼を行い、アンケートの回答をインターネットで受け付ける手法。回答者数の上限を設けず、期間中は全員が回答可能とした。
4. **調査期間**
   - ２００６年５月１５日～ ５ 月２４日
5. **調査主体**
   - 堂下　浩（東京情報大学・准教授）、内田　治（東京情報大学・准教授）

回答者の属性（1）

（1） 年齢階層

年齢階層の構成比には大きな差異は見られないが、消費者金融の現在利用者、過去利用者は、30代の比率がやや高く、50歳以上の比率がやや低いという特徴が見られる。

【 全体(n=142264) 】

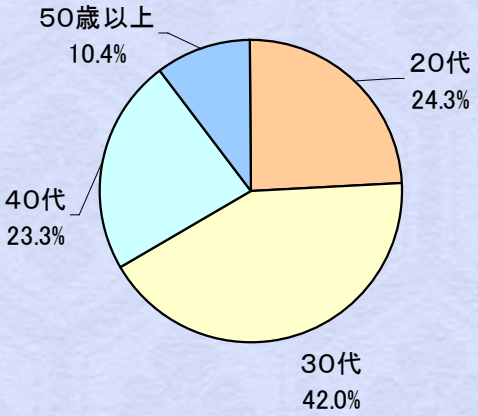

平均値：36.7歳

【 消費者金融 現在利用者(n=5299) 】

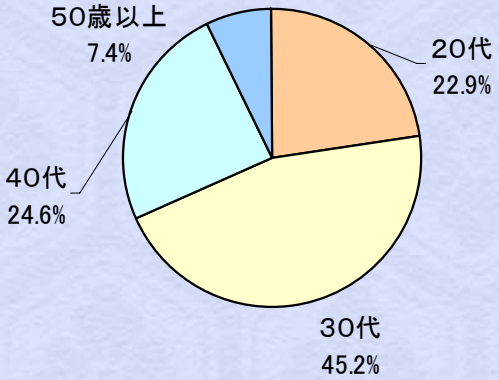

平均値：36.2歳

【 消費者金融 過去利用者(n=7802) 】

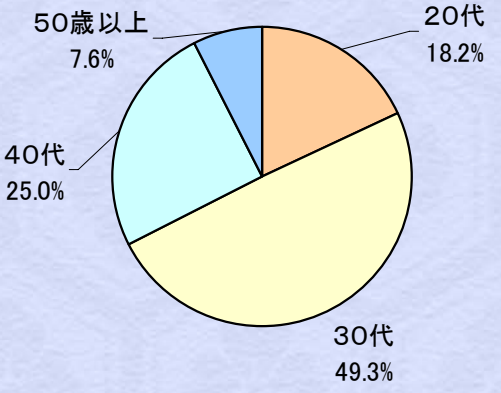

平均値：36.8歳

回答者の属性（2）

（2） 職業

消費者金融現在利用者、過去利用者では、会社員の比率が全体に比べて高く、専業主婦の比率が低くなっている。

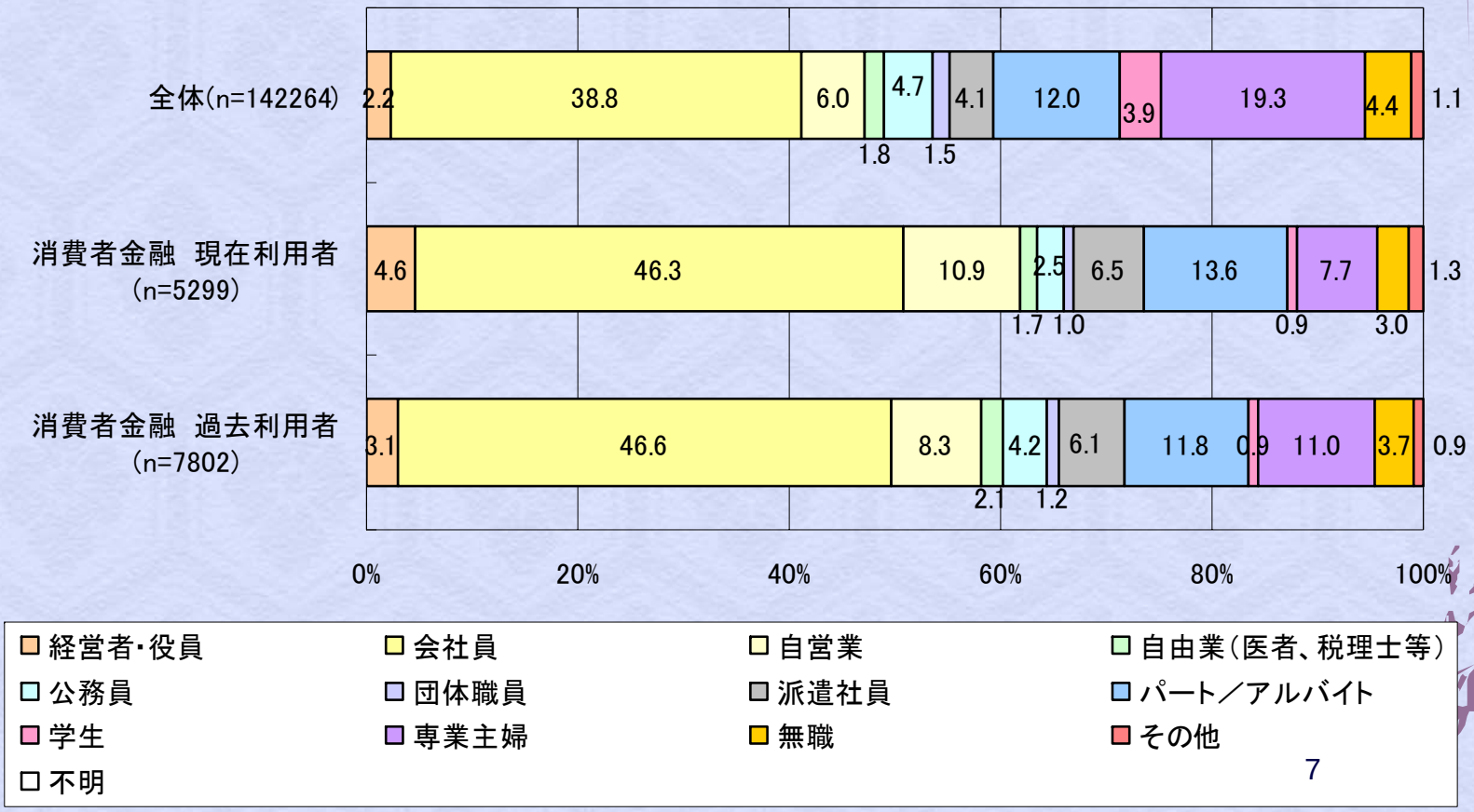

回答者の属性（3）

（3） 業種

業種の構成比に大きな違いは見られない。

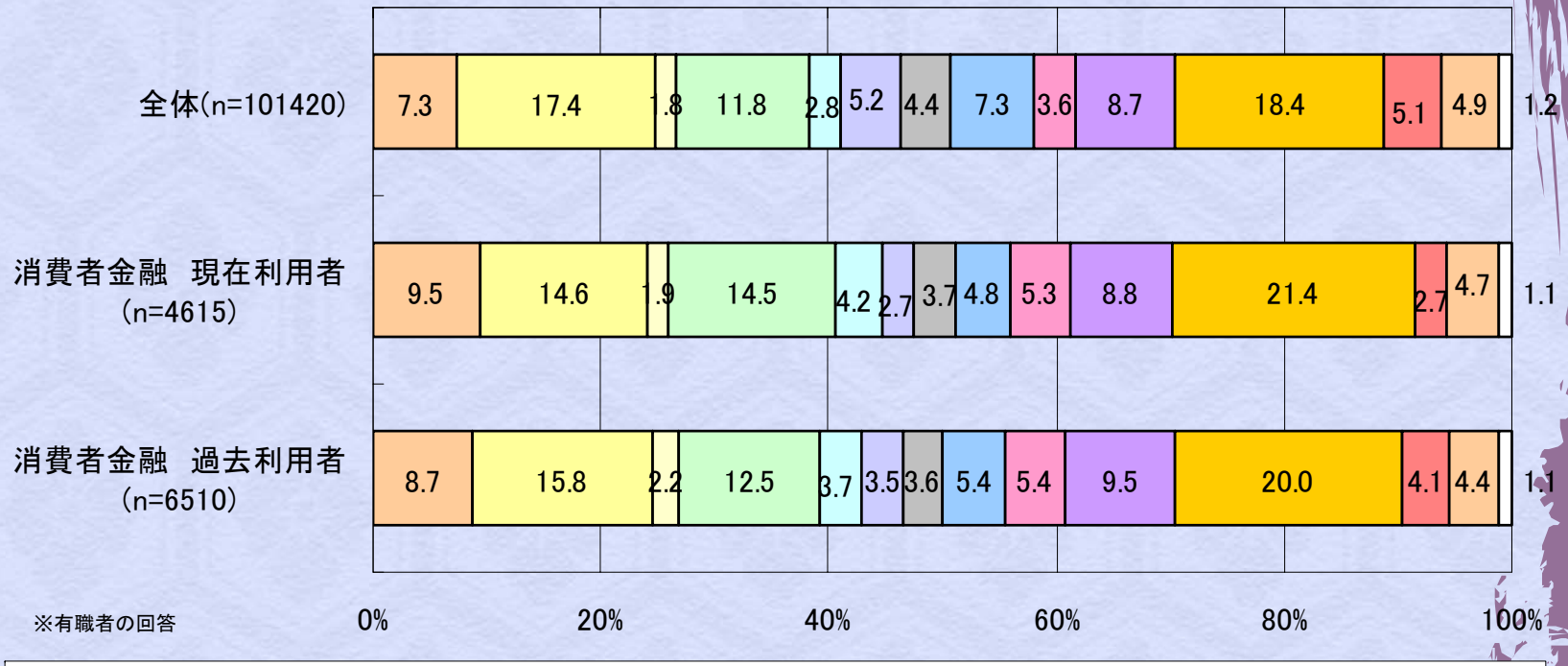

回答者の属性（4）

（4） 居住地域

居住地域に関しては顕著な差は見られない。

【 全体(n=142264) 】

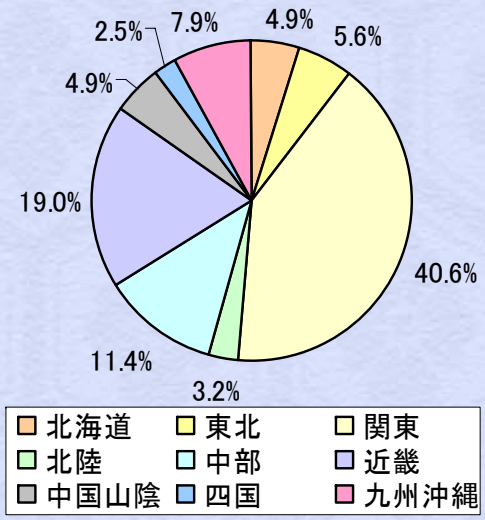

【 消費者金融　現在利用者(n=5299) 】

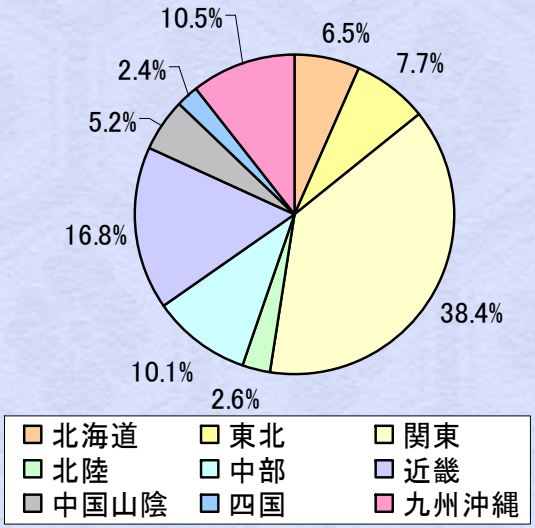

【 消費者金融　過去利用者(n=7802) 】

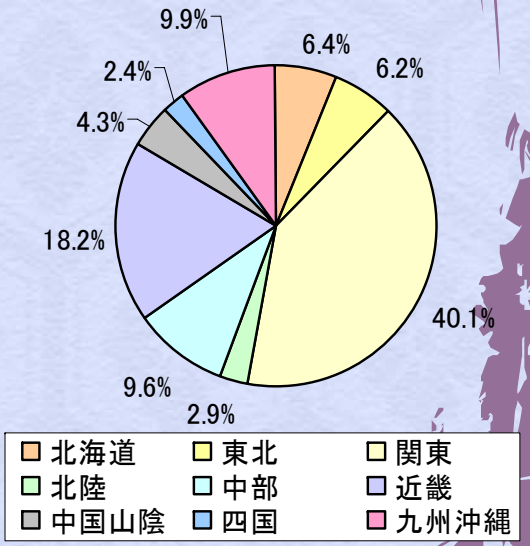

回答者の属性（5）

（5） 個人年収

全体に比べて、消費者金融現在利用者・過去利用者の平均個人年収が高い。

	n	平均値（単位：万円）	中央値（単位：万円）
全体	99,069	394	350
消費者金融　現在利用者	4,567	425	350
消費者金融　過去利用者	6,473	425	400

※有職者ベース（パート・アルバイトを含む）の集計

（6） 世帯年収

全体に比べて消費者金融現在利用者の平均世帯年収が低い。

	n	平均値（単位：万円）	中央値（単位：万円）
全体	142,264	661	580
消費者金融　現在利用者	5,299	613	500
消費者金融　過去利用者	7,802	655	550

回答者の属性（6）

（7） 預貯金額

預貯金額の平均は、全体に比べて消費者金融現在利用者で低い。

	n	平均値（単位：万円）	中央値（単位：万円）
全体	142,264	564	100
消費者金融　現在利用者	5,299	234	0
消費者金融　過去利用者	7,802	410	30

（8） 1ヶ月に自由に使える金額（お小遣い）

1ヶ月に自由に使える金額（小遣い）の平均については、大きな差はみられない。

	n	平均値（単位：千円）	中央値（単位：千円）
全体	142,264	40	30
消費者金融　現在利用者	5,299	43	30
消費者金融　過去利用者	7,802	45	30

金額別突発的な資金ニーズの経験

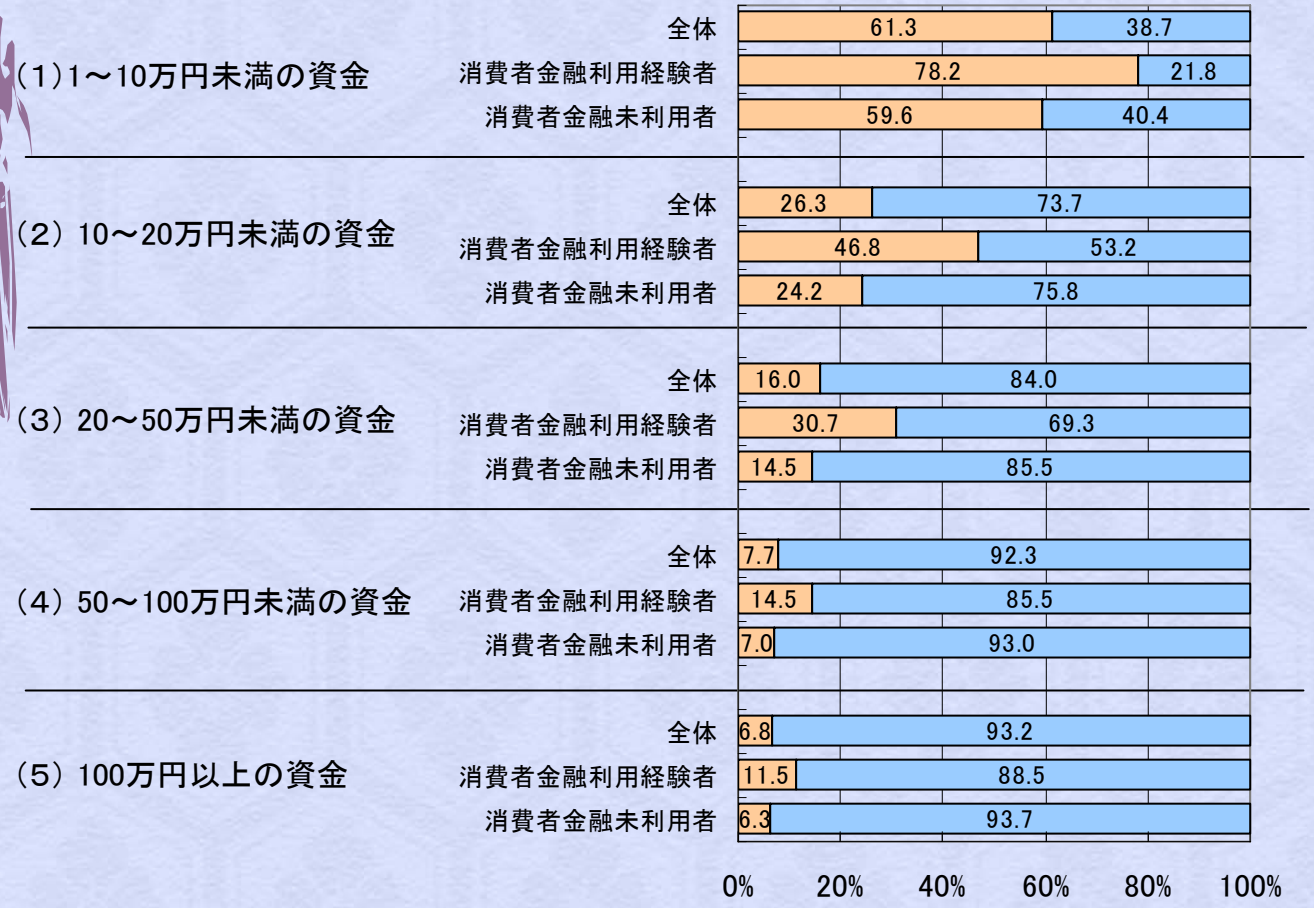

全体：n＝142264
消費者金融利用経験者：n＝13101
消費者金融未利用者：n＝129163

必要になった金額別に見ると、低額の資金ほど突発的に必要とされる割合が高い。

いずれの金額においても、消費者金融利用経験者の方が未利用者に比べて資金が必要となった割合が高い。

※消費者金融利用経験者＝消費者金融の現在利用者＋過去利用者

現在利用者による消費者金融からの現在借入金額

・消費者金融からの借入金額

平均値　111万円、　中央値　80万円

統計学的にみると平均値と中央値が乖離しており平均値のみで一般像を推し量ることは無意味であるといえる。データの分布を考慮した議論がなされるべき。

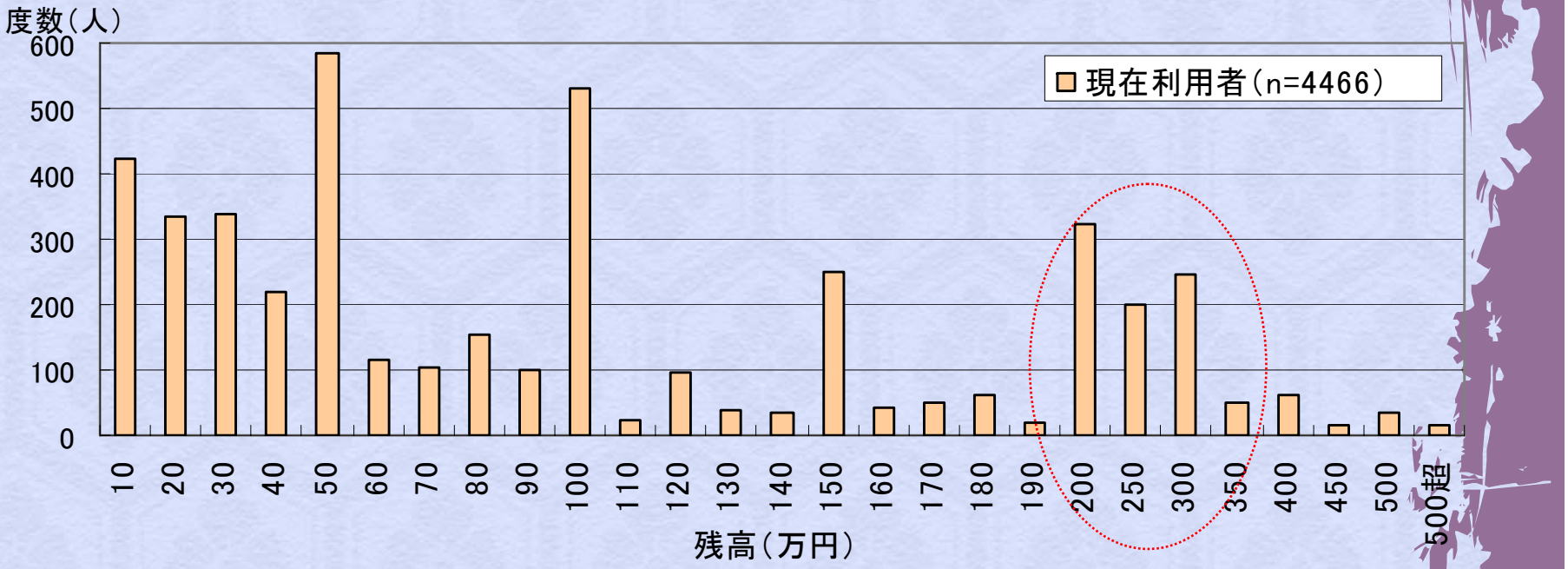

※欠損値のサンプル（59人）を除く

過去利用者（完済者と債務整理者）の過去借入残高

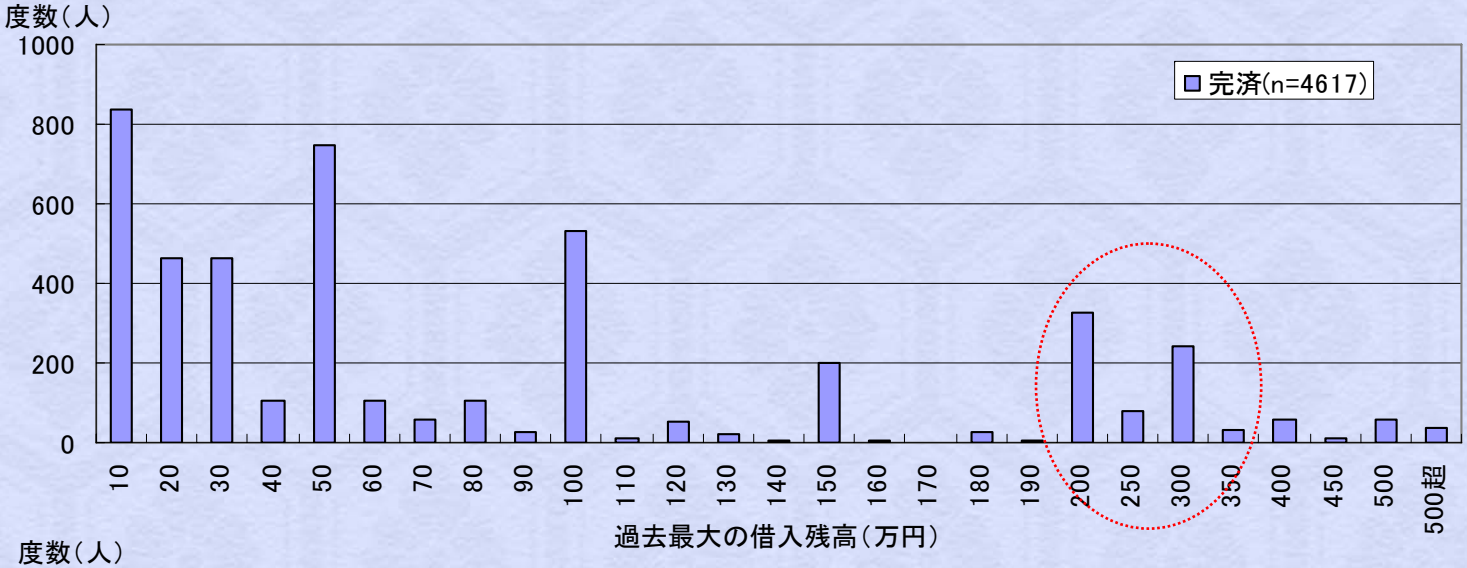

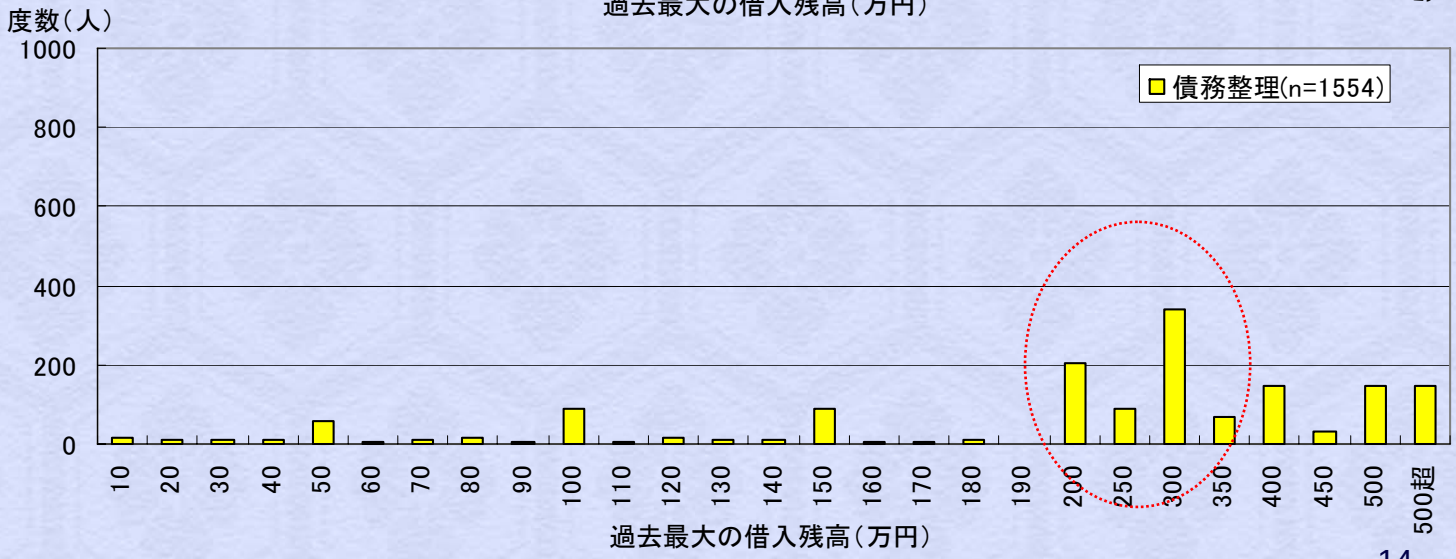

現在利用者の返済余力あり/なし別の借入残高

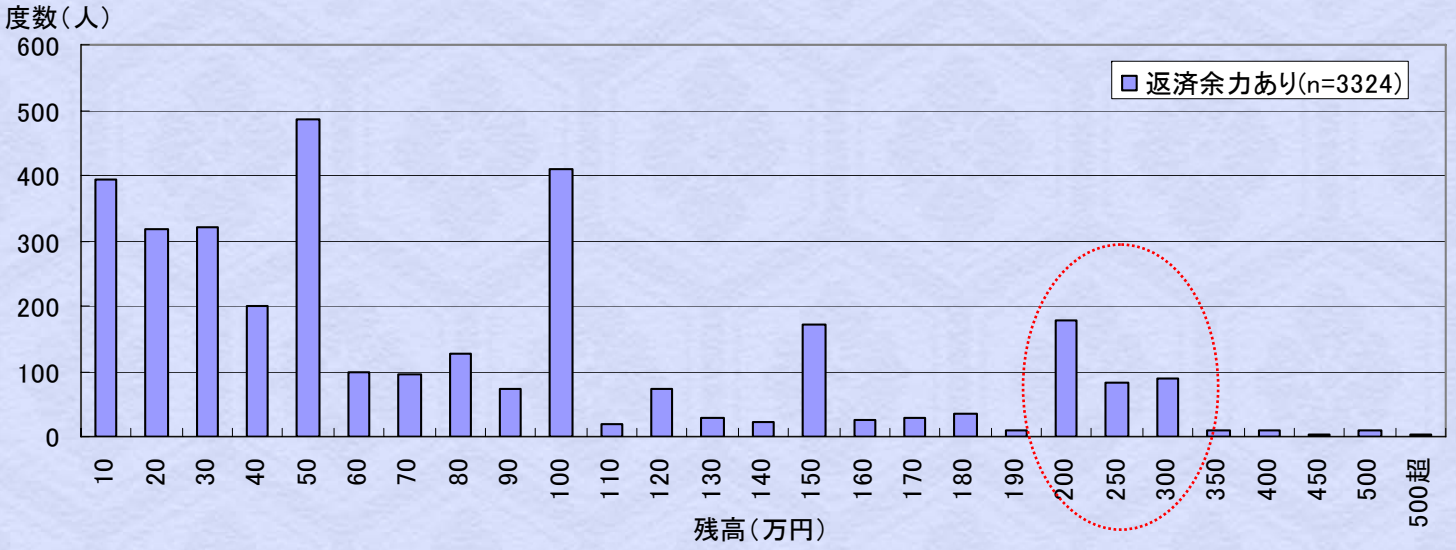

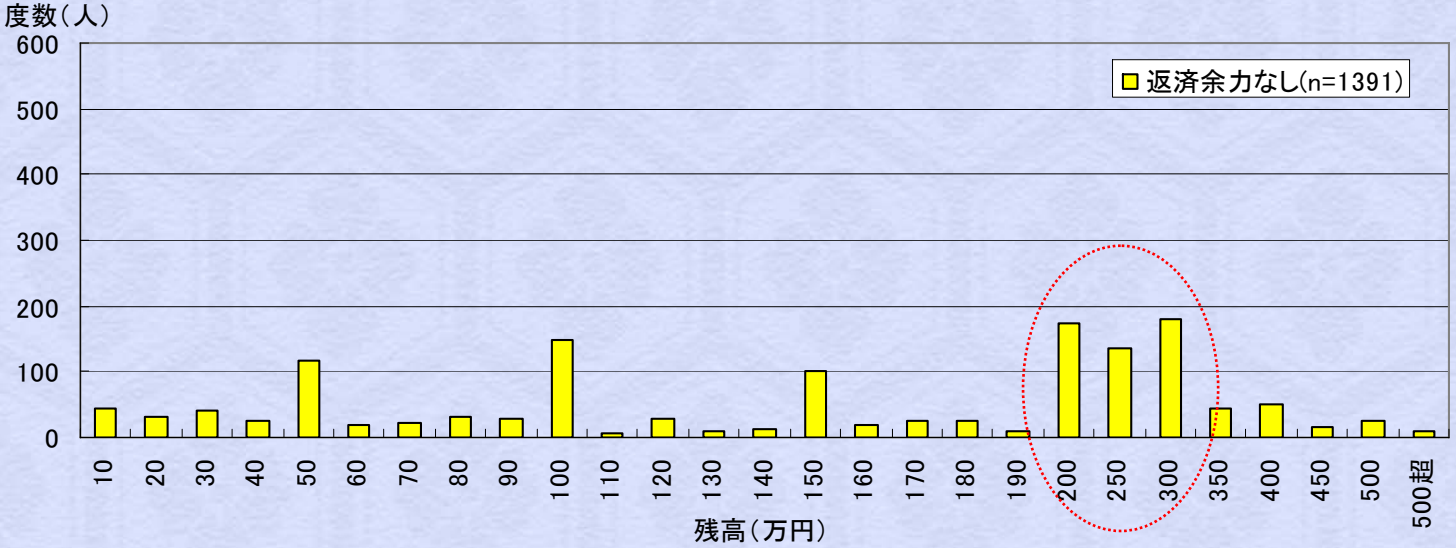

分析対象層の分類

未利用者層

消費者金融の
未利用者

n＝129,163サンプル

現在利用者層

現在利用者のうち「返済余力高位」グループと「返済余力低位」グループで判別分析を実施

消費者金融
現在利用者
（返済余力あり）

判別分析

消費者金融
現在利用者
（返済余力なし）

n＝5,299サンプル

一部完済者は再び、
消費者金融を利用

現在利用者のうち調停中・
任意整理中の利用者は、
債務整理者として分類

過去利用者層

過去利用者のうち「完済者」グループと「債務整理者」グループで判別分析を実施

消費者金融
過去利用者
（完済者）

n＝4,670サンプル

判別分析

消費者金融
過去利用者
（債務整理者）

n＝1,578サンプル

n＝6,248サンプル

過去利用者のうち、その他（「立て替えてもらった」「他の金融機関から借り入れた」など）及び分類不能のサンプルデータを本分析では除外

完済者と債務整理者の判別分析（1）

- 分析方法
  - アンケート調査により収集したデータにもとづき、完済者（A群）と債務整理者（B群）の違いと特徴を抽出するために、線形判別関数分析である判別分析の手法を活用した。
- サンプルサイズ
  - A群のサンプルサイズn_A＝1000
  - B群のサンプルサイズn_B＝ 1000
    - A群4670人のうち、欠損地のないサンプルをランダムに1000人、B群1578人から1000人それぞれ抽出した。
- 解析の方法
  - 線形判別関数分析を実施した。実施にあたり、ステップワイズ法により説明変数の選択を行った。変数選択を行った理由は、A群とB群で差の大きな変数を明確にするためである。

完済者と債務整理者の判別分析（2）

- 判別規則
  - 判別式を用いて判別得点zを計算する。
- 判別式の精度
  - 完済者の93%、債務整理者の89%（全体で91%）が正しく分類されており、判別式の精度は良好と考えられる。

		判別グループ	予測ｸﾞﾙｰﾌﾟ番号		合計
			完済者	債務整理者	
元のﾃﾞｰﾀ	度数	完済者	930	70	1000
		債務整理者	115	885	1000
	%	完済者	93	7	100
		債務整理者	11.5	88.5	100

※元のｸﾞﾙｰﾌﾟ化されたｹｰｽのうち 90.8% 個が正しく分類されました。

完済者と債務整理者の判別分析（3）

- 判別式の標準化係数

思考的向性　計	0.077
対処様式　計	0.064
本人職業　派遣社員	0.046
居住地域　東北	0.046
居住地域　中部	−0.042
居住地域　中国	0.061
配偶者職業　会社員	0.060
配偶者職業　パート･アルバイト	0.102
配偶者職業　専業主婦	0.091
家族　配偶者	−0.208
家族　自分のきょうだい	0.046
家族　祖父母	−0.059
長子成長段階　子どもはいない	−0.061
個人年収	−0.091
住居形態 賃貸	0.096
親族や友人からの借入　　ある	0.086
返済負担感　消費者金融の借入	−0.120
返済相談機関ニーズ　たぶん利用しない	−0.043
突発的な資金調達の必要（1～10万未満）	0.050
ローン利用の重視点　金利	−0.056
ローン利用の重視点　会社の信頼度	−0.093
ローン利用の重視点　返済のしやすさ	−0.064
ローン利用の重視点　借入可能かどうか	0.075

過去最多の借入社数（カテゴリ）　1～3社	−0.270
過去最大の借入金額	0.256
主な利用目的　物品購入	−0.076
主な利用目的　引越し代	−0.076
主な利用目的　生活費の補填	0.056
主な利用目的　ギャンブル費	−0.098
主な返済方法　月々決まった額だけ	0.103
主な返済方法　月々と臨時収入の併用	−0.085
消費者金融選択理由　保証人･担保が不要	0.065
充実して欲しいサービス　ネット上での借入･返済	−0.061
充実して欲しいサービス　提携銀行･コンビニを増やす	−0.049
充実して欲しいサービス　取引履歴を評価して金利を下げる	−0.047
返済困難時の対処 相談窓口に相談	0.145
返済困難時の対処 弁護士･司法書士に相談	0.544
返済困難時の対処 銀行カードローンを利用	−0.078
返済困難時の対処 クレジット会社キャッシングを利用	0.080
返済困難時の対処 他金融機関ローンを利用	0.060
返済困難時の対処 親類･知人から借りる	0.083
リボ方式評価　必要なときに必要なだけ利用できて便利	−0.050
返済の状況　予定通り	0.107
返済の状況　予定より遅い	0.339
利用の仕方自己評価　必要以上借りる方が多い	0.146
利用の仕方自己評価　必要以上借りる	0.047

注意：判別式の符号として、正が債務整理者、負が完済者の特性に近い。

完済者と債務整理者の判別結果

- 係数の符号と判別規則、およびクロス集計の結果から、右表のような特徴を抽出した。

- 心理特性の注意
  - 思考的向性：物事を考える際の態度を指し、高点群には「非熟慮的」「無頓着」、 低点群には「熟慮的」「計画的」などの特徴がある。

	＜完済＞	＜債務整理＞
心理特性		思考的向性が高い
職業		派遣社員
居住地域	中部	東北、中国
配偶者職業		パート・アルバイト
同居家族	配偶者	
個人年収	高い	
住居形態		賃貸
親族や友人からの借入		ある
返済負担感（消費者金融の借入）	弱い	
返済相談機関ニーズ	多分利用しない	
突発的な資金調達の必要		1～10万未満
ローン利用時の重視点	金利、会社の信頼度、返済のしやすさ	借入可能かどうか
過去最多のの借入社数	1～3社	
過去最大の借入金額		多い
主な利用目的	物品購入	生活費の補填
主な返済方法	月々の返済と臨時収入を併用	月々決まった額だけ
消費者金融を選択した理由		保証人・担保が不要
充実して欲しいサービス	ネット上での借入・返済、提携銀行・コンビニを増やす	
返済困難時の対処		相談窓口に相談、弁護士・司法書士に相談、クレジット会社のキャッシングを利用、他金融機関ローンを利用、親族・知人から借りる
リボルビング方式評価	必要な時に必要なだけ利用できて便利	
返済の状況		予定より遅い
利用の仕方の自己評価		必要以上借りる方が多い、いつも必要以上借りる

現在利用者における
返済余力高位層と返済余力低位層の判別分析（1）

- 分析方法
  - アンケート調査により収集したデータにもとづき、現在利用者における返済余力ありグループ（C群）と返済余力なしグループ（D群）の違いと特徴を抽出するために、線形判別関数分析である判別分析の手法を活用した。
- サンプルサイズ
  - C'群のサンプルサイズ$n_{C'}$ ＝500
  - D'群のサンプルサイズ$n_{D'}$ ＝ 500
    - 現在利用者5,299 人のうち、欠損地のない返済余力の高い上位500人をC'群、低い下位500人をD'群として抽出した。
- 解析の方法
  - 線形判別関数分析を実施した。実施にあたり、ステップワイズ法により説明変数の選択を行った。変数選択を行った理由は、C'群とD'群で差の大きな変数を明確にするためである。

現在利用者における
返済余力高位層と返済余力低位層の判別分析（2）

- 判別規則
  - 判別式を用いて判別得点zを計算する。
- 判別式の精度
  - 返済余力高位層の90%、返済余力低位層の87%（全体で89%）が正しく分類されており、判別式の精度は良好と考えられる。

		判別グループ	予測ｸﾞﾙｰﾌﾟ番号		合計
			返済余力あり	返済余力なし	
元のﾃﾞｰﾀ	度数	返済余力あり	449	51	500
		返済余力なし	63	437	500
	%	返済余力あり	89.8	10.2	100
		返済余力なし	12.6	87.4	100

※元のｸﾞﾙｰﾌﾟ化されたｹｰｽのうち 88.6% 個が正しく分類されました。

現在利用者における
返済余力高位層と返済余力低位層の判別分析（3）

- 判別式の標準化係数

年齢　20代	0.078
自己統制力　計	0.115
SS資源　計	0.096
本人職業　経営者･会社役員	−0.100
本人職業　自由業	0.079
本人職業　団体職員	−0.064
本人職業　専業主婦	0.085
本人業種 卸売･小売業	−0.071
本人業種 金融･保険業	0.127
本人業種 運輸業	−0.075
配偶者職業　経営者･会社役員	0.133
配偶者職業　自営業	−0.101
配偶者職業　団体職員	0.123
家族　自分の子ども	0.147
家族　自分の父親	0.143
家族　自分の母親	0.136
家族　配偶者の父親	−0.160
家族　配偶者の母親	0.190
家族　自分のきょうだい	0.254
家族　自分の孫	0.102
個人年収	0.152
預貯金額	0.100
主たる家計管理者　自分自身	−0.166
主たる家計管理者　配偶者	0.135
住居形態 持ち家	−0.110
住居形態 賃貸	−0.290

親族や友人からの借入　ある	−0.135
返済負担感　消費者金融の借入	0.137
返済相談機関ニーズ　是非利用したい	−0.272
ローン利用の重視点　金利	−0.095
ローン利用の重視点　会社の知名度	0.080
ローン利用の重視点　返済のしやすさ	0.111
ローン利用の重視点　借入可能かどうか	−0.161
現在の借入社数(カテゴリ)　1～3社	0.204
過去最大の借入金額	−0.278
最初の利用目的　子どもの教育費	−0.108
最初の利用目的　遊興費･娯楽費	0.116
最初の利用目的　引越し代	0.116
主な利用目的　物品購入	−0.102
主な利用目的　冠婚葬祭費	0.116
主な利用目的　事業資金の補填	−0.113
主な利用目的　生活費の補填	−0.135
主な利用目的　その他の借金返済	−0.153
充実して欲しいサービス　返済についての相談窓口	0.066
充実して欲しいサービス　店頭窓口を増やす	−0.084
返済困難時の対処 クレジット会社キャッシングを利用	−0.153
リボ方式評価　自分で計画的に利用できる	0.116
リボ方式評価　借入限度額が高すぎる	0.089
リボ方式評価　借入限度額が低すぎる	−0.064
返済の状況　予定より遅い	−0.082

注意：判別式の符号として、正が返済余力高位層、負が返済余力低層の特性に近い。

現在利用者における
返済余力あり/なし利用者の判別分析の判別結果

- 係数の符号と判別規則、およびクロス集計の結果から、右表のような特徴を抽出した。

心理特性の注意

- 思考的向性：物事を考える際の態度を指し、高点群には「非熟慮的」「無頓着」、 低点群には「熟慮的」「計画的」などの特徴がある。

	＜返済余力あり＞	＜返済余力なし＞
年齢	20代	
心理特性	自己統制力が高い、ソーシャルサポート資源が豊富	
職業	自由業、専業主婦	経営者・会社役員
業種	金融・保険業	卸売・小売業、運輸業
配偶者職業	経営者・会社役員、団体職員	自営業
同居家族	自分の子ども、自分の父親、自分の母親、配偶者の母親、自分の兄弟、自分の孫	配偶者の父親
個人年収	高い	
預貯金額	多い	
主たる家計管理者	配偶者	自分自身
住居形態		賃貸
親族や友人からの借入		ある
返済負担感（消費者金融の借入）	弱い	
返済相談機関ニーズ		是非利用したい
ローン利用の重視点	会社の知名度、返済のしやすさ	借入可能かどうか
現在の借入社数	1～3社	
過去最大の借入金額		多い
最初の利用目的	遊興費・娯楽費、引越し代	子どもの養育費
主な利用目的	冠婚葬祭費	事業資金の補填、生活費の補填、その他の借金返済
返済困難時の対処		クレジット会社キャッシングを利用
リボルビング方式評価	自分で計画的に利用できる、借り入れ限度額が高すぎる	借入限度額が低すぎる
返済の状況		予定より遅い

心理因子に着目した特性の抽出

- サンプルサイズ
  - 完済者(A群):n_A=4600　債務整理者(B群):n_B=1578
  - 現在返済余力ありグループ(C群):n_C=3377　現在返済余力なしグループ(D群):n_D=1399
- 解析の方法
  - 5因子の心理特性の得点について多重比較を行なった。
  - Bonferroni補正法を使用して、全ての検定に対して修正した。
- 各特性の意味
  1. 自己統制力:自らの行動をコントロールする力の強さを指し、高点群には「忍耐強い」「慎重」、低点群には「衝動的」「快楽欲求的」などの特徴がある
  2. 思考的向性:物事を考える際の態度を指し、高点群には「非熟慮的」「無頓着」、低点群には「熟慮的」「計画的」などの特徴がある。なお、本因子は他の因子と異なり、低点ほどポジティブに評価される
  3. 社会的向性:他者に対する際の態度を指し、高点群には「社交的」「人間好き」、低点群には「非社交的」「人間嫌い」などの特徴がある
  4. 対処様式:困難に直面した際の処理の態度を指し、高点群には「積極的」「効果的対処」、低点群には「回避的」「悪循環的対処」などの特徴がある
  5. ソーシャル・サポート資源:その人のもつ周囲の支援ネットワークを指し(本調査では特に情緒的側面に絞っている)、高点群は「豊富」で、低点群は「脆弱」である

LSD

従属変数	(I) 判別グループ	(J) 判別グループ	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Q3 自己統制力　計	完済	債務整理	.17*	.067	.010	.04	.30
		返済余力あり	.01	.052	.915	-.10	.11
		返済余力なし	.44*	.070	.000	.30	.58
	債務整理	完済	-.17*	.067	.010	-.30	-.04
		返済余力あり	-.17*	.070	.017	-.30	-.03
		返済余力なし	.27*	.084	.001	.10	.43
	返済余力あり	完済	-.01	.052	.915	-.11	.10
		債務整理	.17*	.070	.017	.03	.30
		返済余力なし	.43*	.073	.000	.29	.58
	返済余力なし	完済	-.44*	.070	.000	-.58	-.30
		債務整理	-.27*	.084	.001	-.43	-.10
		返済余力あり	-.43*	.073	.000	-.58	-.29
Q3 思考的向性　計	完済	債務整理	-.35*	.060	.000	-.46	-.23
		返済余力あり	-.21*	.046	.000	-.30	-.12
		返済余力なし	-.46*	.063	.000	-.58	-.34
	債務整理	完済	.35*	.060	.000	.23	.46
		返済余力あり	.14*	.063	.026	.02	.26
		返済余力なし	-.11	.075	.128	-.26	.03
	返済余力あり	完済	.21*	.046	.000	.12	.30
		債務整理	-.14*	.063	.026	-.26	-.02
		返済余力なし	-.25*	.065	.000	-.38	-.13
	返済余力なし	完済	.46*	.063	.000	.34	.58
		債務整理	.11	.075	.128	-.03	.26
		返済余力あり	.25*	.065	.000	.13	.38
Q3 社会的向性　計	完済	債務整理	-.01	.085	.879	-.18	.15
		返済余力あり	.01	.066	.841	-.12	.14
		返済余力なし	.04	.089	.678	-.14	.21
	債務整理	完済	.01	.085	.879	-.15	.18
		返済余力あり	.03	.089	.769	-.15	.20
		返済余力なし	.05	.107	.641	-.16	.26
	返済余力あり	完済	-.01	.066	.841	-.14	.12
		債務整理	-.03	.089	.769	-.20	.15
		返済余力なし	.02	.093	.798	-.16	.21
	返済余力なし	完済	-.04	.089	.678	-.21	.14
		債務整理	-.05	.107	.641	-.26	.16
		返済余力あり	-.02	.093	.798	-.21	.16
Q3 対処様式　計	完済	債務整理	.14*	.050	.006	.04	.24
		返済余力あり	.19*	.039	.000	.11	.27
		返済余力なし	.22*	.053	.000	.11	.32
	債務整理	完済	-.14*	.050	.006	-.24	-.04
		返済余力あり	.05	.053	.327	-.05	.15
		返済余力なし	.08	.063	.222	-.05	.20
	返済余力あり	完済	-.19*	.039	.000	-.27	-.11
		債務整理	-.05	.053	.327	-.15	.05
		返済余力なし	.03	.055	.638	-.08	.13
	返済余力なし	完済	-.22*	.053	.000	-.32	-.11
		債務整理	-.08	.063	.222	-.20	.05
		返済余力あり	-.03	.055	.638	-.13	.08
Q3 SS資源　計	完済	債務整理	.29*	.094	.002	.11	.48
		返済余力あり	.20*	.073	.007	.05	.34
		返済余力なし	.69*	.098	.000	.50	.89
	債務整理	完済	-.29*	.094	.002	-.48	-.11
		返済余力あり	-.10	.098	.325	-.29	.10
		返済余力なし	.40*	.118	.001	.17	.63
	返済余力あり	完済	-.20*	.073	.007	-.34	-.05
		債務整理	.10	.098	.325	-.10	.29
		返済余力なし	.50*	.102	.000	.30	.70
	返済余力なし	完済	-.69*	.098	.000	-.89	-.50
		債務整理	-.40*	.118	.001	-.63	-.17
		返済余力あり	-.50*	.102	.000	-.70	-.30

*. 平均の差は .05 で有意

心理因子の比較

- グループ間に有意な差が見られた心理特性は以下のとおり。

	心理特性	対象グループ			
		完済者（A群）	債務整理者（B群）	返済余力あり（C群）	返済余力なし（D群）
完済者	自己統制力		優れている	－	優れている
	思考的向性		優れている	優れている	優れている
	社会的向性		－	－	－
	対処様式		優れている	優れている	優れている
	ソーシャルサポート資源		優れている	優れている	優れている
債務整理者	自己統制力	劣っている		劣っている	優れている
	思考的向性	劣っている		劣っている	－
	社会的向性	－		－	－
	対処様式	劣っている		－	－
	ソーシャルサポート資源	劣っている		－	優れている
返済余力あり	自己統制力	－	優れている		優れている
	思考的向性	劣っている	優れている		優れている
	社会的向性	－	－		－
	対処様式	劣っている	－		－
	ソーシャルサポート資源	劣っている	－		優れている
返済余力なし	自己統制力	劣っている	劣っている	劣っている	
	思考的向性	劣っている	－	劣っている	
	社会的向性	－	－	－	
	対処様式	劣っている	－	－	
	ソーシャルサポート資源	劣っている	劣っている	劣っている	

注意：縦軸のグループの得点が横軸の比較対象のグループを有意に上回るものを「優れている」、下回るものを「劣っている」、有意な差が見られないものを「-」とする

心理特性に関する2変数による各グループの散布図

- 今回の分析で用いた5つの心理因子を使って、自らの行動を律する姿勢を表す「セルフ･コントロール能力」、対人関係に関わる態度を示す「ソーシャル･スキル能力」という、２つの合成変数を定義。

- 「セルフコントロール力」　：
  - 「自己統制力」、「思考的向性」、「対処様式」の平均値。

- 「ソーシャルスキル力」　：
  - 「社会的向性」、「ソーシャルサポート資源」の平均値。

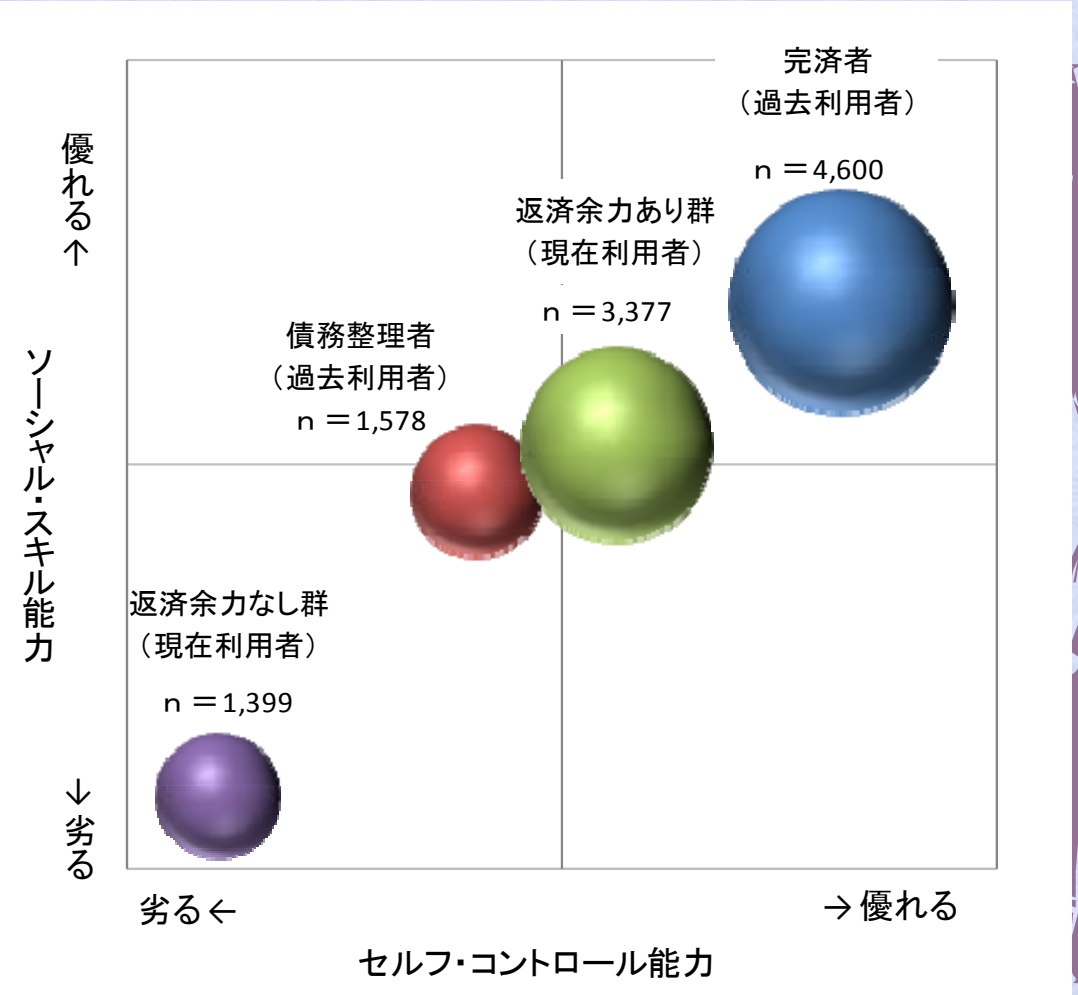

注意：図中、球体の大きさはサンプルの大きさを示す。

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kasikin/siryou/20060727/18-24.pdf

（金融庁ウェブサイトに掲載） *QRコード⇒*

自由民主党金融調査会貸金業制度等に関する小委員会
に堂下らが提出した資料（平成18年6月15日）

○調査の概要

①調査期間：平成18年5月15日～24日の9日間
②有効回答数：**142,264人**（このうち、有職者101,420人）
※現在何らかの借入のある人　73,403人
消費者金融の現在利用者　5,299人
消費者金融の過去利用経験者　7,802人
③調査方法：インターネットアンケート（142,264人）及びインタビュー（20人：現在進行中）
④主な内容：消費者の経済状況、消費者の家族構成、借り入れに至るまでの経緯、
消費者の心理/行動の特性、その他

○調査結果に多く見られる傾向

完済者

・困難に直面しても逃げずに立ち向かう性格である
・慎重にものごとを考える
・欲求に折り合いをつけながら行動できる

債務整理者

・金融機関からの借入がない
・借金癖が治っておらず、知人親戚からの借金がある
・欲求を抑える力は依然、劣ったまま

健全な利用者

・安定した給与所得者である
・持ち家あり　・家族あり
・借金に明確な目的がある（冠婚葬祭費への出費など）
・悩みごとを相談できる友人がいる
・返済を計画的に行おうとする思考が強い
・必要以上に借入を行わない

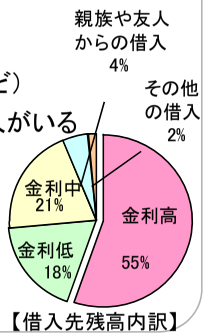

【借入先残高内訳】

返済困難者

・厳しい雇用環境にある　・現在、生活苦である
・借金で借金を返す悪循環に陥っている
・相談相手やセーブする人がいない
・家族や友人からの借金がある
・ヤミ金と接触した経験がある
・個人的快楽を優先しがち
・非社交的である
・返済について相談できる窓口を求めている
・「返済余力ありグループ」と比べて高い金利の利用が多いとはいえない。

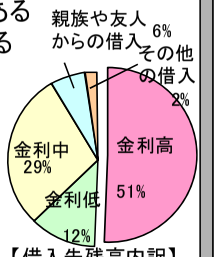

【借入先残高内訳】

金利 高・・・消費金融、クレジット会社からの借入　金利 低・・・住宅ローン、勤め先からの借入
金利 中・・・目的ローン、不動産担保ローン、銀行カードローン、共同出資会社のローンなど

悪循環の原因は心理的要素が大きい

○調査結果からの示唆

- **残高や金利の規制では「過重債務」問題の解決につながらない**
- 一定の借入件数以上の利用者に対して、**債務整理者になる可能性を評価することが必要**
- 生活苦のため借入れ、その後破綻に至る利用者には何らかの救済策（例えば、ハローワークや民間職業紹介所との連携）が必要

⇒結論：**債務整理予備軍を早期発見し、カウンセリングと返済条件の見直しの機会を提供すべき**

著作権を配慮し、
本内容を未公開とします。

2006年12月に
改正貸金業法が制定。

そして、その時
壮大なる“社会的実験”
が始まった…

「経過期間、3年が限度」『日本経済新聞』2006年9月14日

著作権を配慮し、
本内容を未公開とします。

金融庁（平成21年12月21日）

改正貸金業法の評価
― 改正後の市場 ―
（平成19, 20, 21年アンケート調査）

「大丈夫だって。おれを**信用**してくれよ」
（返せるあてのない借金をした友人に…）
竹河岸れ日暮』藤沢周平』

堂下　浩（東京情報大学・准教授）

著作権を配慮し、
本内容を未公開とします。

06年法改正推進者による3年後の発言

プライバシーを配慮し、本内容を未公開とします。

本資料で報告する内容

- 本資料で報告する内容は、内閣府 規制改革会議の第1回生活基盤TF（平成20年6月12日）で発表した内容を更新したものです。
- 詳細については、下記の内閣府ウェブサイトから資料にアクセスして下さい。

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2008/0612/agenda.html

⇓ *QRコード*

1.　資金供給者側への調査から見た市場

- ✓ 現段階で崩壊した法改正の前提条件
- ✓ ピーク時よりも4割減少した残高
- ✓ 大きく落ち込んだ新規成約
- ✓ 増加基調にある過払い金返還請求

改正貸金業法　知恵袋（1）

- 問題：

　A男は友人のB子に度々借金を無心します。たまりかねたB子はA男に、「今後は利息も払ってもらうからね」と宣言しました。

　その後、A男はB子から1万円を18日間の約束で何度か借りました。さて、B子は改正貸金業法が本格施行された後、A男から反復継続的に何円の利息を取っていると、捕まる可能性があるでしょうか？

【選択肢】

①100円　　②300円　　③1,000円　　④3,000円

改正貸金業法　知恵袋（2）　解決済みの質問

- 答え：

  ①～④の全て選択肢が正答です！

  - ✓ 金利を規制する出資法では、個人間の貸付の場合、上限金利は年109.5%（1万円を18日間貸付けた場合の利息は540円）まで、“業”を営む者の場合、上限金利は年20%（1万円を18日間貸し付けた場合の利息は98円）までとなります。したがって、個人間の貸付の場合なら、③と④は正解となります。
  - ✓ しかしながら、反復継続的に貸付けているB子さんの行為は“個人間の貸付”でなく“業”とみなされ、無登録営業として貸金業法違反となる可能性があります。
  - ✓ これを回避するために、B子さんがA男のために貸金業登録した場合でも、各選択肢の金利水準は上限金利に抵触して出資法違反になっています（この場合、B子さんは98円以下の利息しか取ってはいけません）。つまり、全ての選択肢が正答となり得ます。
  - ✓ **B子さん、知人間の貸し借りには気を付けましょう！**

- ◆ それでは法律により与信不能となった少額・短期の融資に、一体誰が積極的なのでしょうか？

  ⇒ ヒントは本資料33ページのスライドを参照。

与信不能となる少額・短期融資 （借入日数と金額の関係）

✓少額・短期融資 の収益性を借入日数と金額からシミュレーションする

⇒ 損益分岐点の試算

(a) 借入金額30万円・金利18%における
借入期間別の利息収入とコスト

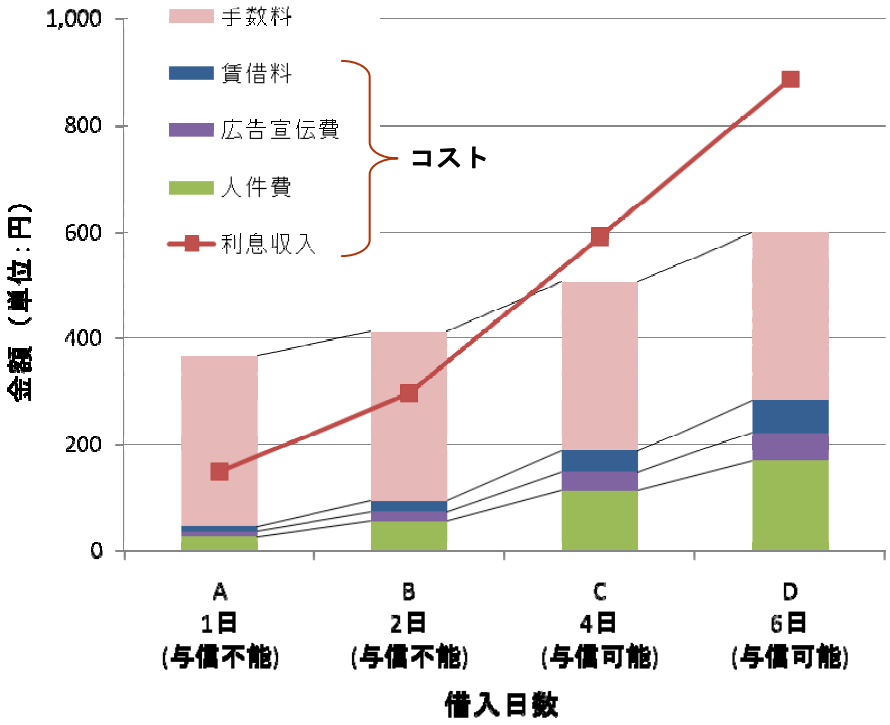

(b) 金利18%における与信可能･不能パターン
（借入日数と金額）

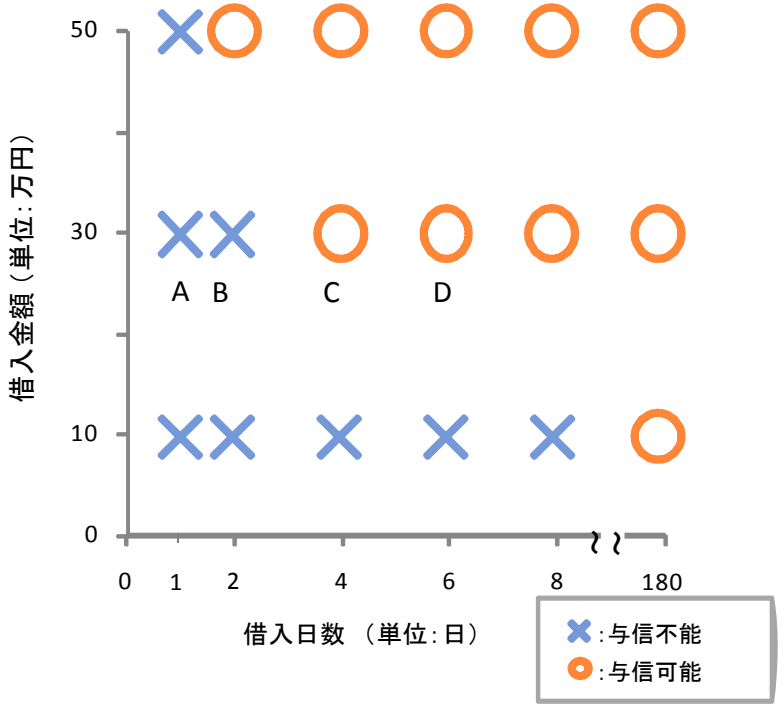

注意1：前提として、「仕入れコストなし」、「貸し倒れなし」と仮定。しかし実際には、大手の場合、貸付残高に対して2%程度の仕入れコストと、8～10%の貸し倒れ率が発生する。
注意2：上記コスト構造は上場大手4社の決算数値から推計した。

資料：内閣府規制改革会議・生活基盤TF議事録資料（2008年6月12日）

残高と成約率の推移（資金供給者側の実態1）

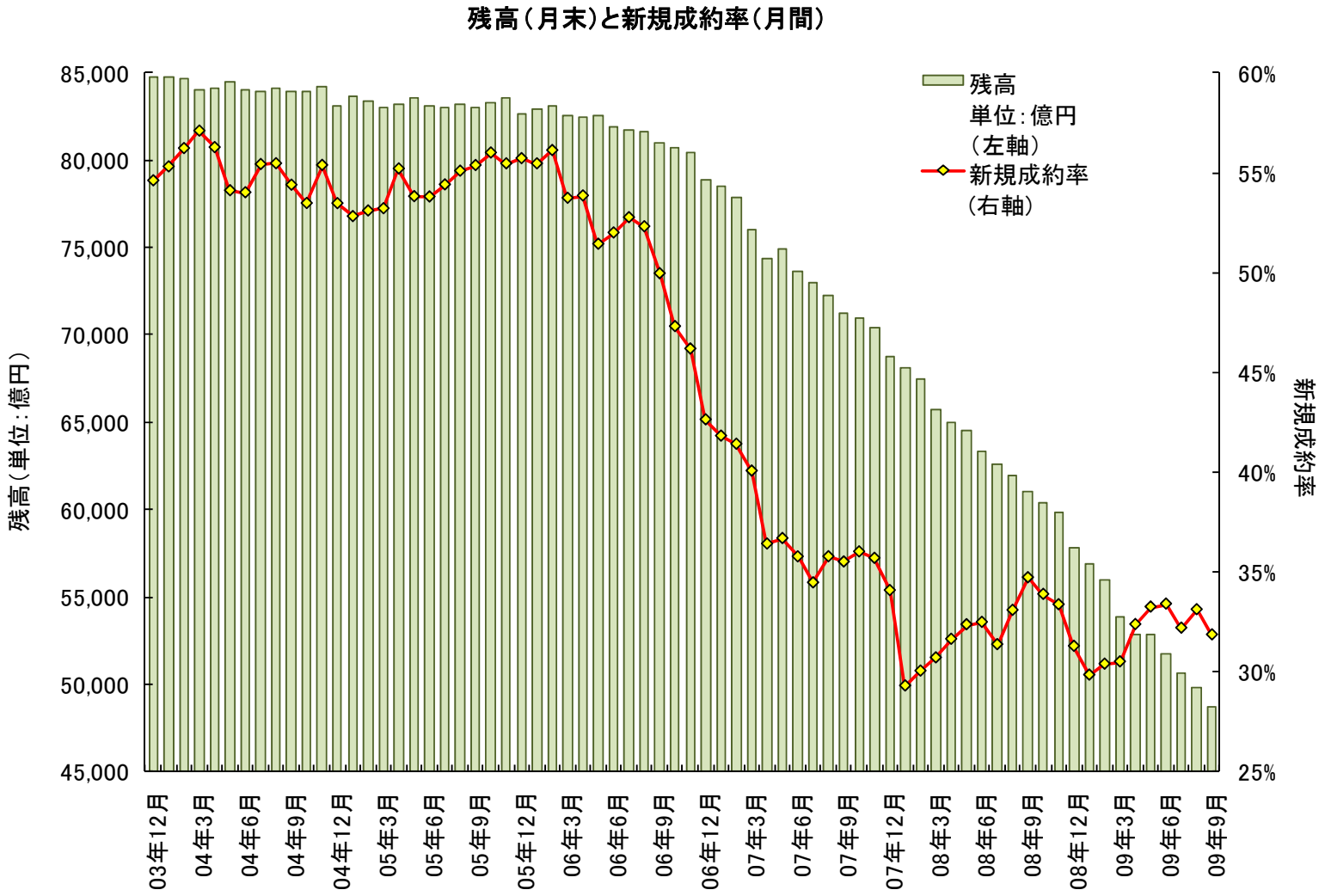

資料：消費者金融大手7社へのアンケート調査（2009年10月）

月間新規申込件数の推移（資金供給者側の実態2）

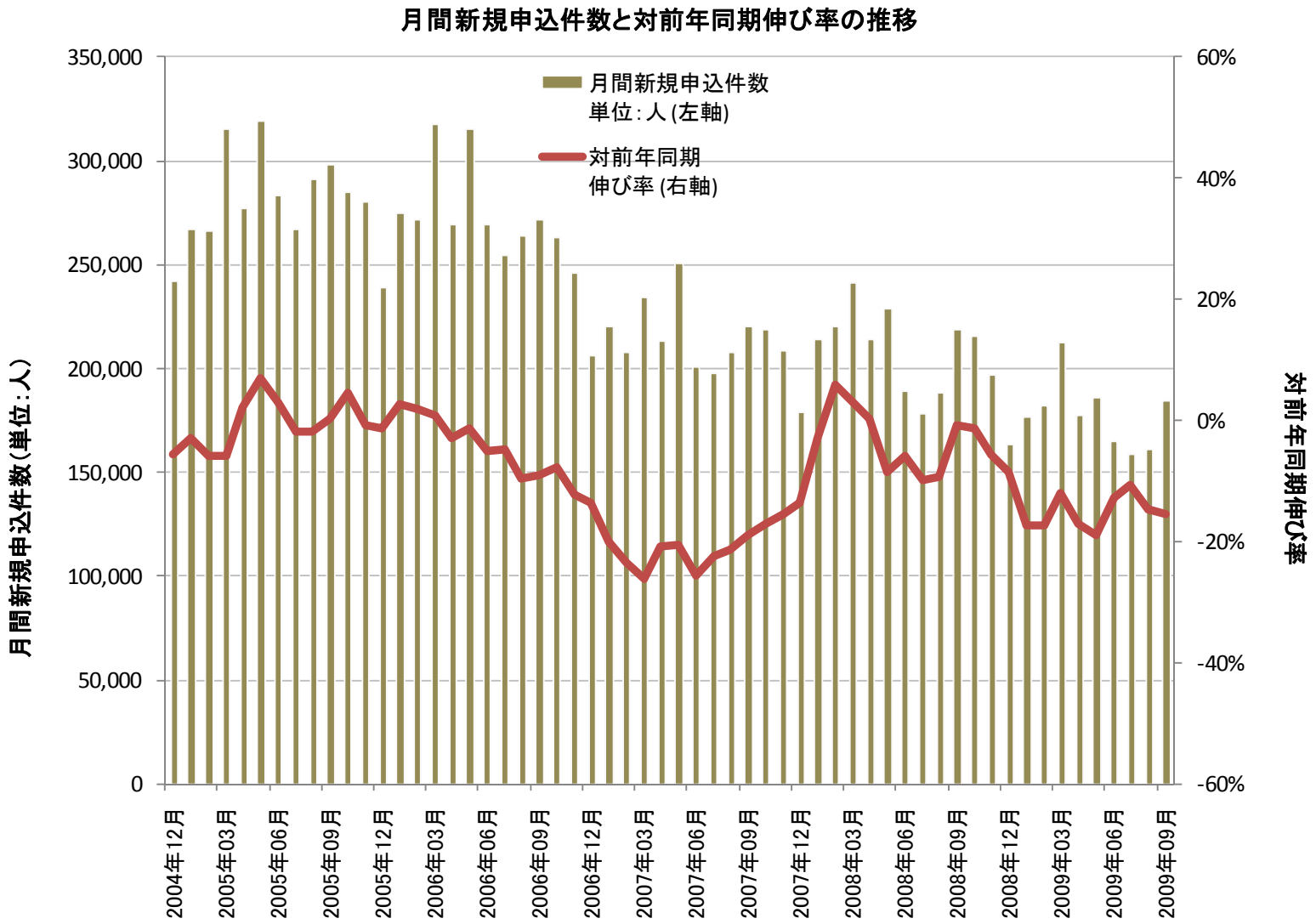

資料：消費者金融大手7社へのアンケート調査（2009年5月）

過払い金返還額の推移(資金供給者側の実態3)

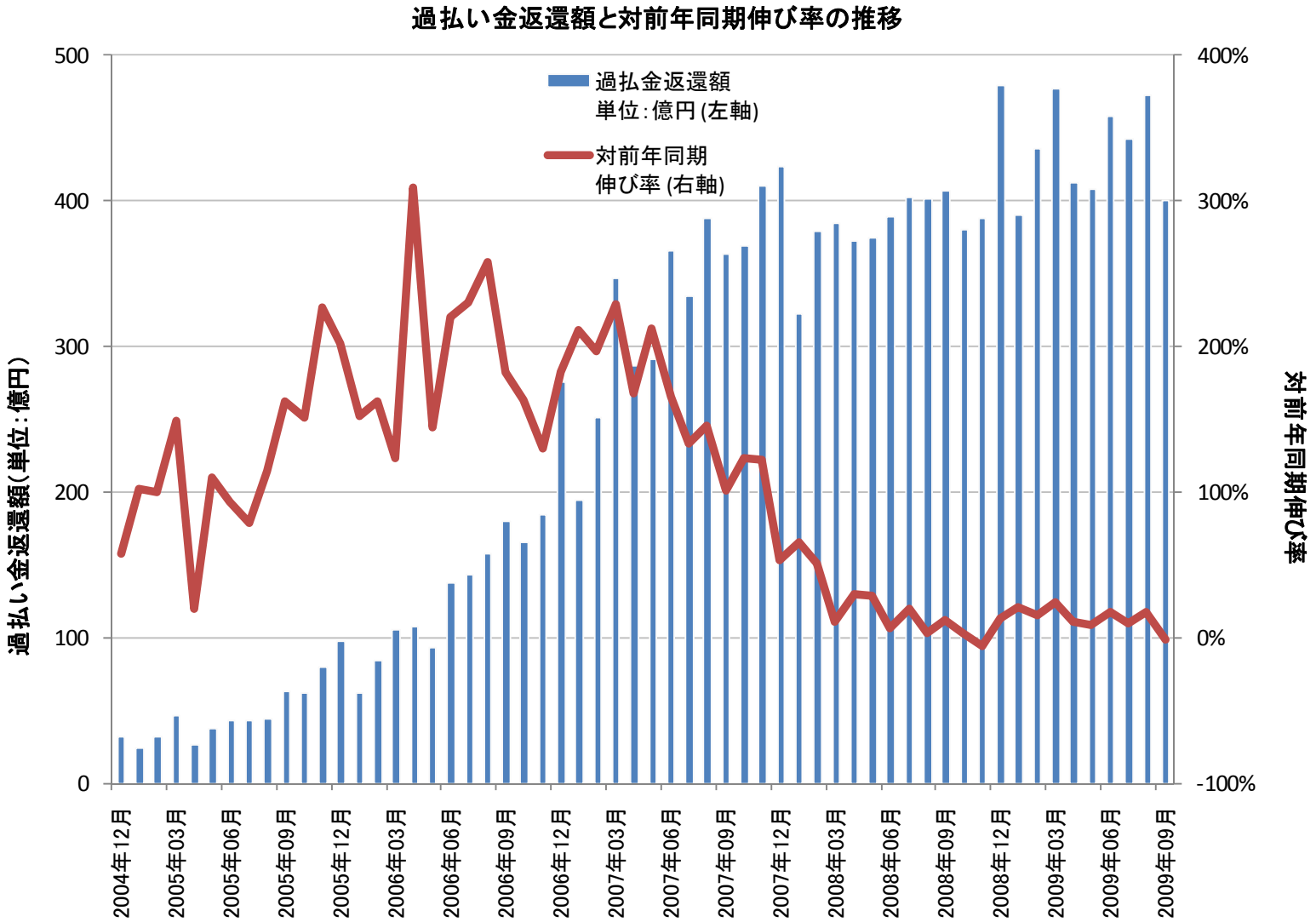

資料:消費者金融大手7社へのアンケート調査(2009年5月)

2. 資金需要者（利用者）側へのアンケート及びインタビュー調査から見た貸金市場の信用収縮

- ✓ 成約率の減少で貸し渋りを受けた資金需要者の属性
- ✓ 貸し渋りを受ける収入の不安定な人々
- ✓ 減少する消費者金融からの借入残高

資金需要者へのアンケート調査のフレーム

1. 調査対象者
   - 実施機関となるインターネット調査会社に登録している２０歳以上のモニターを対象とした。
2. 調査方法
   - インターネットによるアンケート調査。対象者にメールで協力依頼を行い、アンケートの回答をインターネットで受け付ける手法。回答者数の上限を設けず、期間中は全員が回答可能とした。
3. 調査期間
   - 2007年調査：　2007年５月１8日～５月30日
   - 2008年調査：　2008年５月１9日～５月30日
   - 2009年調査：　2009年５月１1日～５月31日
4. 回収サンプル
   - 各年とも14万人を抽出対象とする
     - ただし、このうち消費者金融利用者（現在・過去）、未利用者のうち申込拒絶者、ヤミ金融接触者、零細事業主（個人事業主または資本金2千万円以下の企業経営者）を抽出対象とするため、実際に分析で利用されるサンプル数は1.5万人程度。
5. 調査主体
   - 堂下　浩（東京情報大学・准教授）、内田　治（東京情報大学・准教授）

初期段階で法改正により影響を受けた属性 (07年調査より)

✓ 職業別で見ると「経営者・役員」「派遣社員」「自営業者」などが先ず貸し渋りにあった

✓ なお、職場の従業員規模が小さいほど貸し渋りにあう

✓ 業種別では「運輸」「建設」といった労務系、さらに「飲食・宿泊」などへの就労者が貸し渋りにあう

職業別

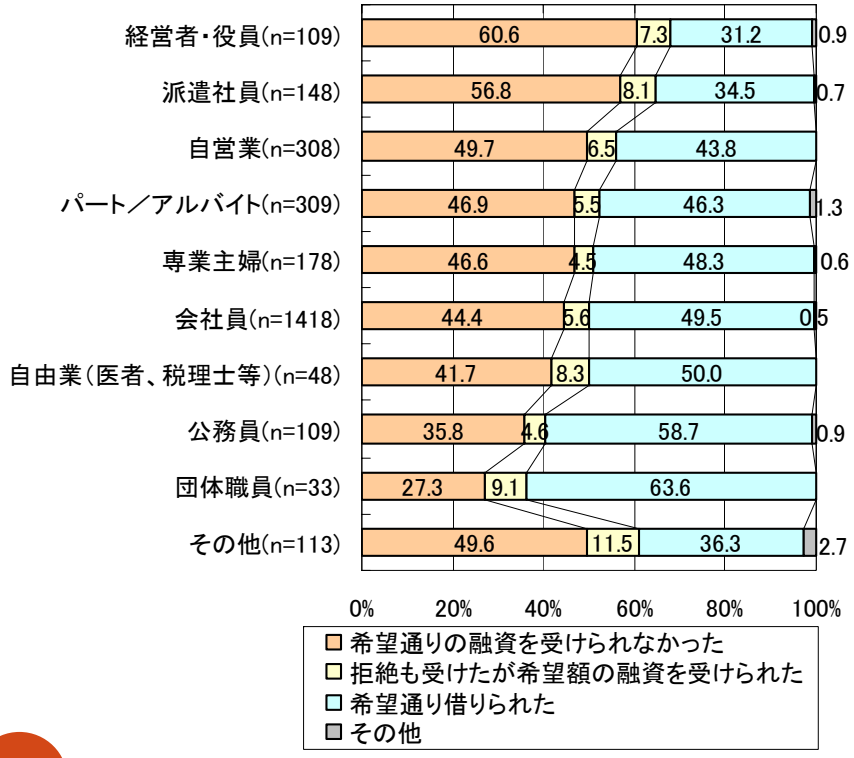

業種別

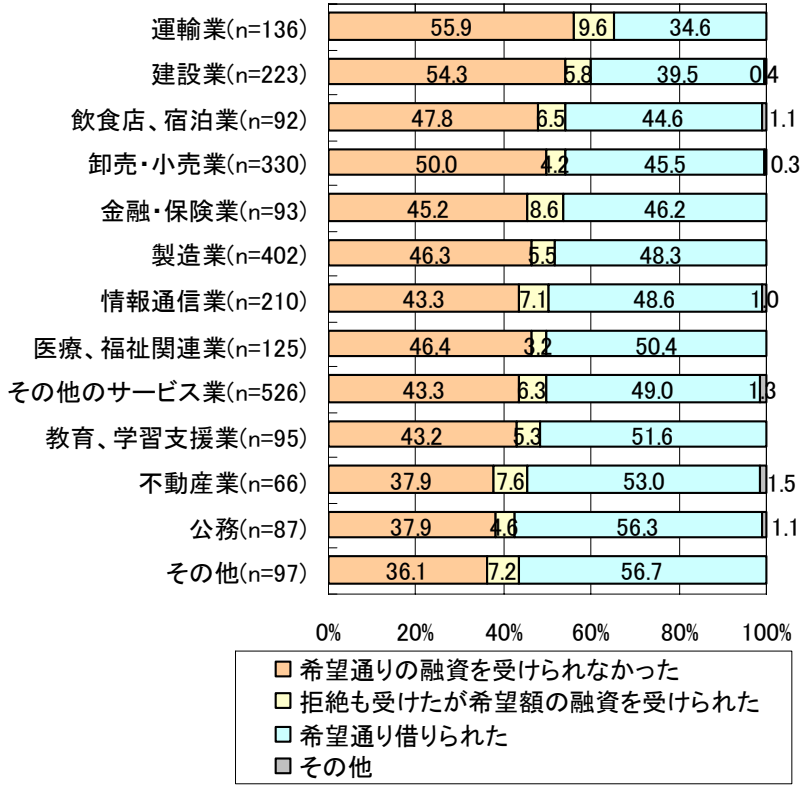

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2007年5月）

続いて法改正により影響を受けた属性 (08年、09年調査より)

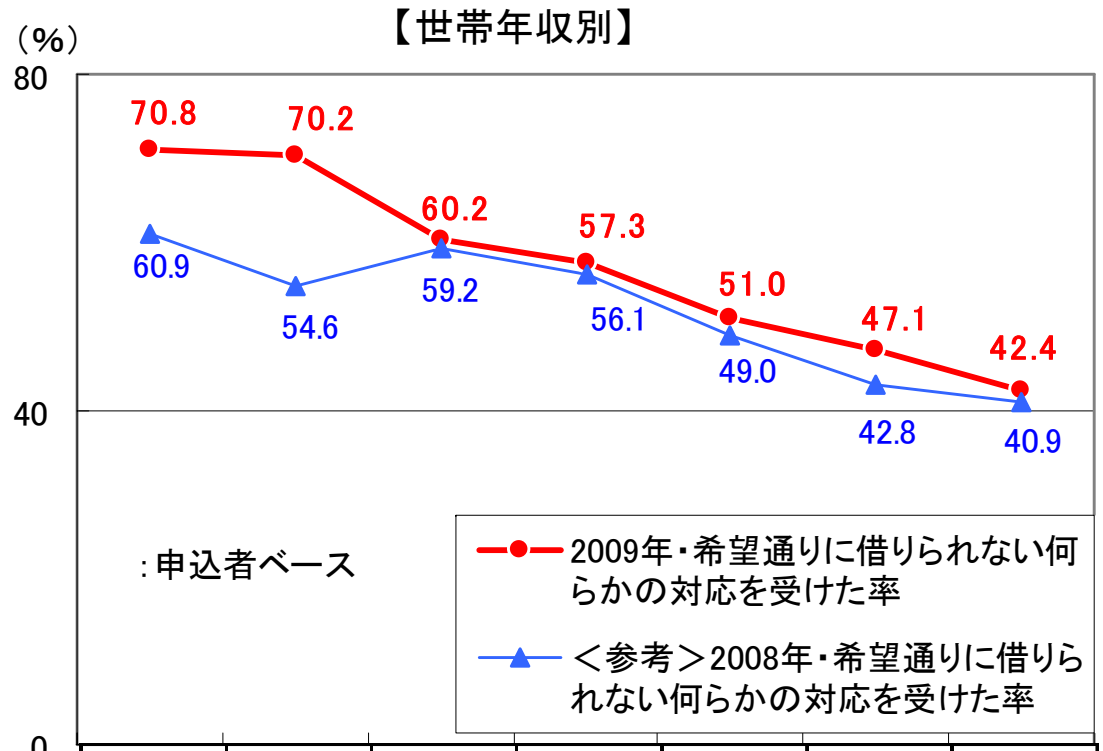

	100万円以下	101～200万円	201～300万円	301～500万円	501～700万円	701～1000万円	1001万円以上
2009年n数	96	141	244	738	565	535	262
2008年n数	69	119	250	761	639	572	318

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2008年5月、09年5月）

消費者金融の現在利用者が保有する消費者金融、銀行のカードローン、そして親族や友人からの借入残高の推移

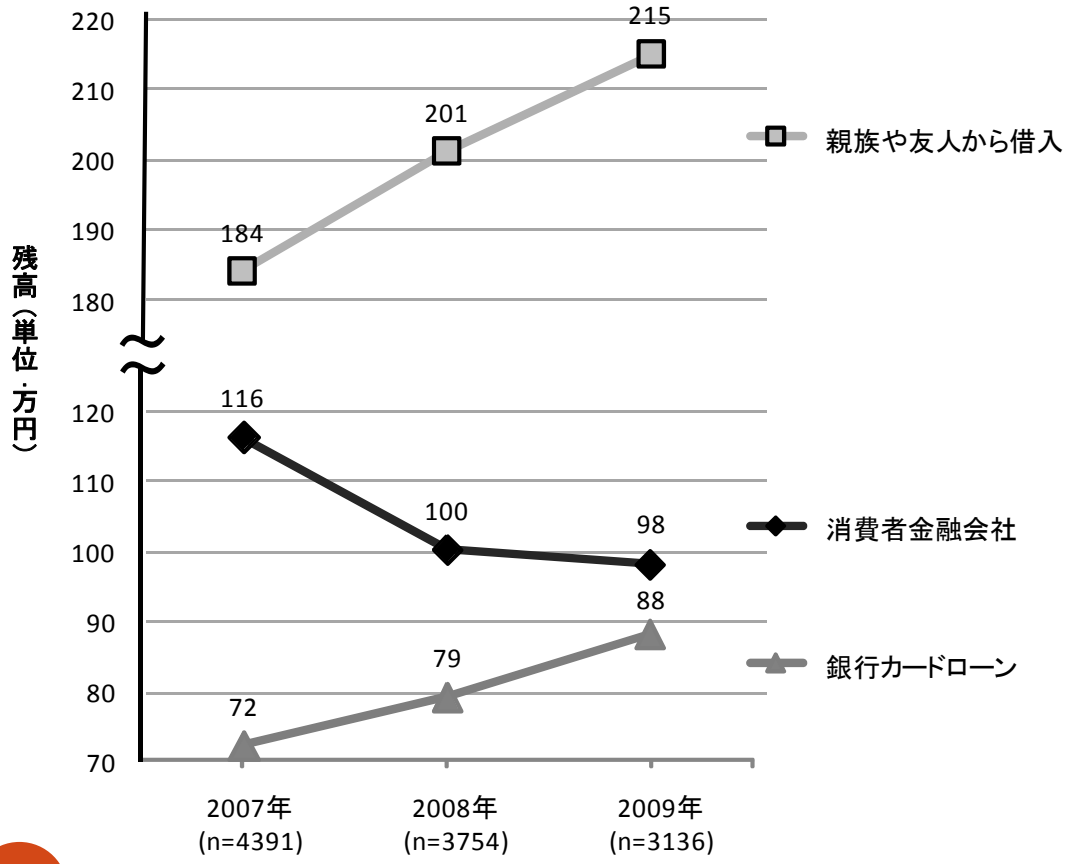

- 消費者金融会社からの借入残高は平均116万円(07年)から98万円(09年)へ減少
- 銀行カードローンの借入は72万円(07年)から88万円(09年)へ増加
- 親族や友人からの借入は184万円(07年)から215万円(09年)へ増大

◆ 対象サンプルは消費者金融現在利用者。消費者金融利用者による銀行カードローンの利用率は32.9%(07年)、33.1%(08年)、31.8%(09年)。同様に親族や友人からの借入率は順に24.6%、20.4%、22.4%

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2007年5月、2008年5月、2009年5月）

3. アンケート及びインタビュー調査から観察された零細事業主による債務行動

- ✓ 調達コストの低下は必ずしも喜べない
- ✓ トレードオフ関係にある調達コストと売上高
- ✓ 頼る「親族・知人からの借入」

零細事業主によるつなぎ資金の調達先
(08年調査と09年調査の比較)

直近1年間で零細企業主が利用した
つなぎ資金の調達先の変化(重複回答)

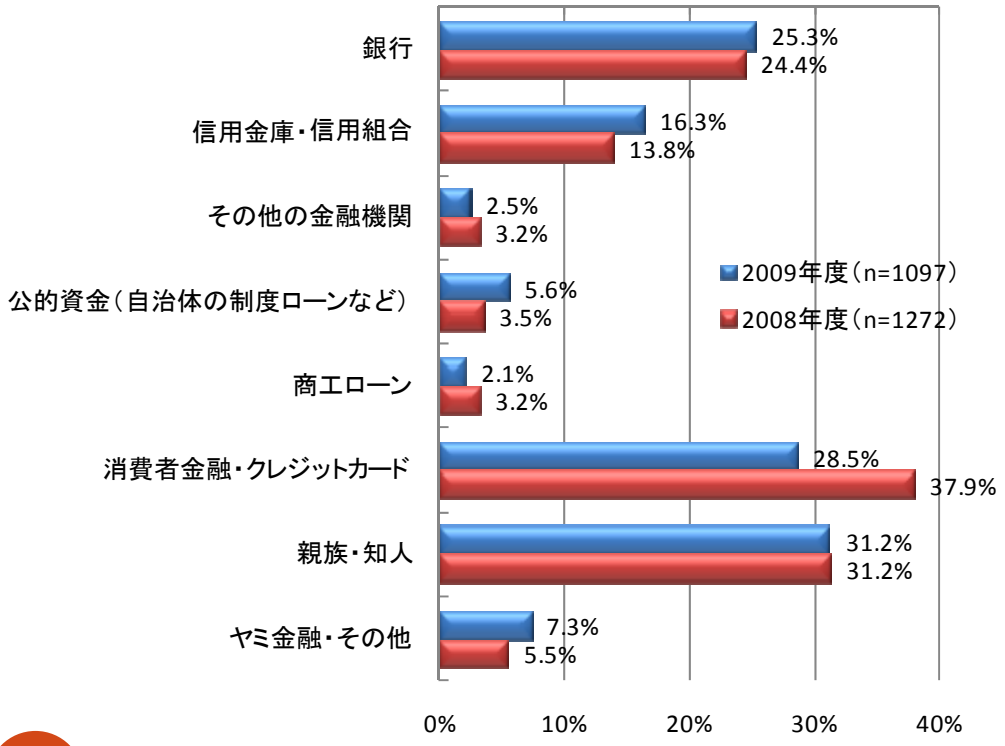

- 09年調査の結果
  - ①親族・知人、②消費者金融・クレジットカード、③銀行の順
- 08年調査との比較
  - 親族・知人からの借入比率は不変
  - 消費者金融・クレジットカードの借入比率は9.4ポイントの下落
  - 一方で、信金・信組と公的資金はそれぞれ2ポイント程度の増加

注意1:ここで定義する「零細事業主」とは、個人事業主又は資本金2千万円未満の株式会社や有限会社の経営者

注意2:つなぎ資金調達者ベースで集計。なお、零細事業主のうち2009年調査で24.4%、2008年調査で30.4%がつなぎ資金を調達

資料:消費者金融利用者へのアンケート調査(2008年5月、2009年5月)

零細事業主による
経済団体への加入状況と資金繰りに関する相談有無

図　加入状況

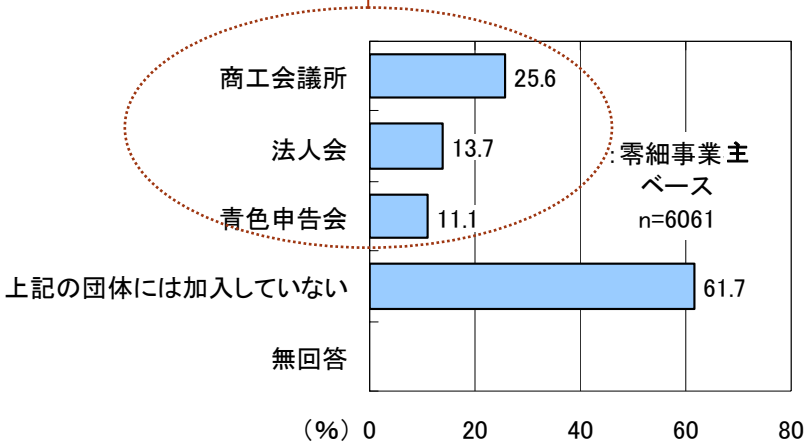

図　加入団体への資金繰りに関する相談有無

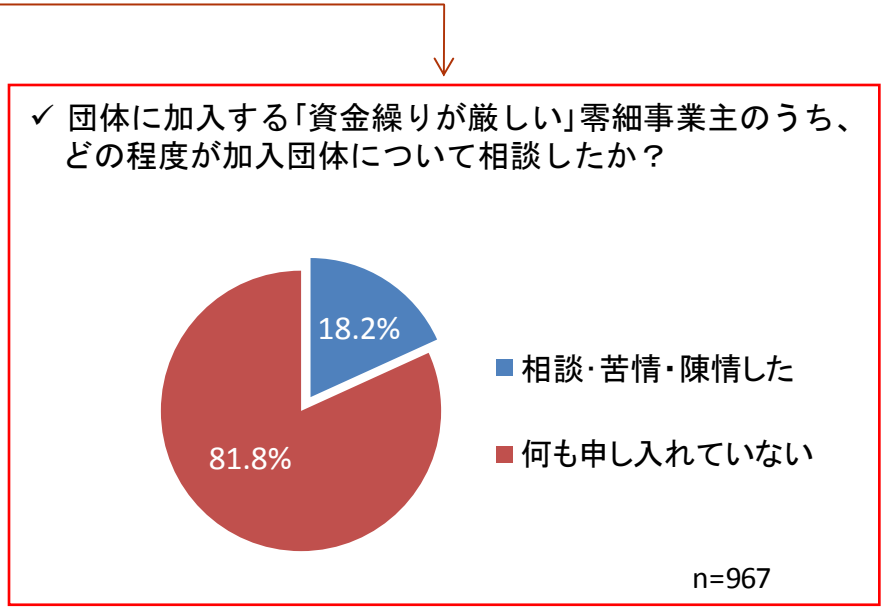

■ 商工会議所、法人会、青色申告会のいずれかにしている割合は、38.3%。

■「相談・苦情・陳情した」は18.2%にとどまる。

ノンバンクを利用する零細事業主の声

プライバシーを配慮し、本内容を未公開とします。

資料：堂下浩「見直し急がれる貸金3法」『月刊公明』（2009年11月号）。ただし、一部情報を追記

悪化する零細事業主の資金繰り（日銀短観との比較）

- ✓ 零細事業主（消費者金融現在利用者）の「業況感」は日銀短観よりも悪くない。
- ✓ しかしながら、「資金繰り」と「金融機関の貸出態度」で日銀短観と大きく異なり、金融機関の貸し渋り、資金繰りの悪化が見て取れる。

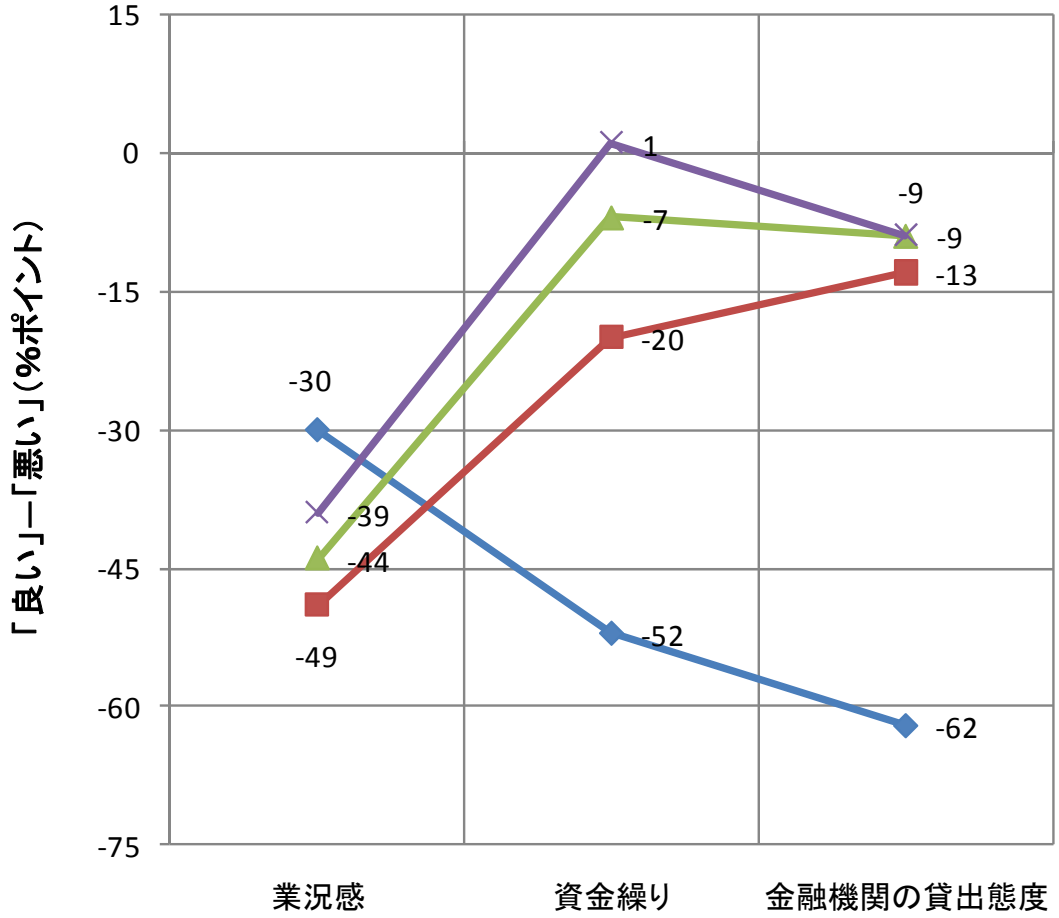

図　零細事業主（消費者金融現在利用者）による経営環境認識

（日銀短観(2009年6月)との比較）

注意：ここで定義する「零細事業主（消費者金融現在利用者）」とは、消費者金融を現在利用する個人事業主又は資本金2千万円未満の株式会社や有限会社の経営者。なお、日銀短観が定義する中小企業とは資本金が2千万円以上の株式会社。

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2009年5月）

【参考】本資料における「零細事業主」の定義と改正中小企業基本法による「中小企業」及び「小規模企業」の定義

◆ 本資料における「零細企業主」の定義

- ✓ 日銀短観では、資本金を基準に資本金2千万円以上の企業を調査対象として、「中小企業」は資本金２千万円以上１億円未満として定義。
- ✓ 日銀短観において調査対象外となる小規模事業の経営者を「零細企業主」と定義した。
  - ✓ つまり、本資料で定義する「零細事業主」とは、個人事業主又は資本金2千万円未満の会社の経営者。

[参考] 改正中小企業基本法による中小企業と小規模企業の定義

企業数（421万社）

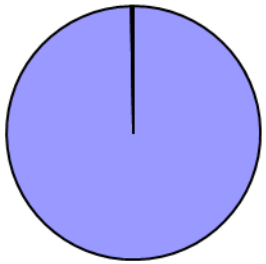

中小企業
約419.8万社

企業数（421万社）

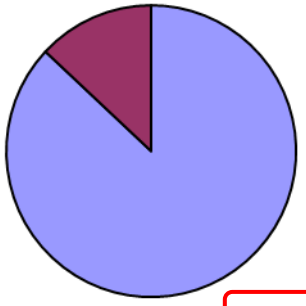

小規模企業
約366.3万社
87%

＜中小企業の定義＞

・製造業：資本金3億円以下又は従業者数300人以下
・卸売業：資本金1億円以下又は従業者数100人以下
・小売業：資本金5千万円以下又は従業者数50人以下
・サービス業：資本金5千万円以下又従業者数100人以下

＜小規模企業の定義＞

・製造業・その他：従業員20人以下
・商業・サービス業：従業員5人以下

企業全体の87%を占める小規模企業には・・・

- ➢ 魚屋や定食屋などの商店・飲食店
- ➢ 家族経営の町工場
- ➢ ニッチなサービス業者（例えば、弁護士事務所から過払い金データの入力業務を請け負う業者など）

等々、仕入れでやり繰りをするためにつなぎ資金が必要な自営業者が多く含まれる。

資料：総務省「平成18年 事業所・企業統計調査」

4. アンケート及びインタビュー調査から観察された進行する市場の潜在化（ヤミ金融と親族･知人借入）

- ✓ 増加する「親族･知人からの借入」
- ✓ 多様化･変容化するヤミ金融
- ✓ 新たなヤミ金融の跋扈

消費者金融への申込時の対応別で見た直近1年間の「親族・知人からの借入率」と「ヤミ金融からの借入率」 (重複回答)

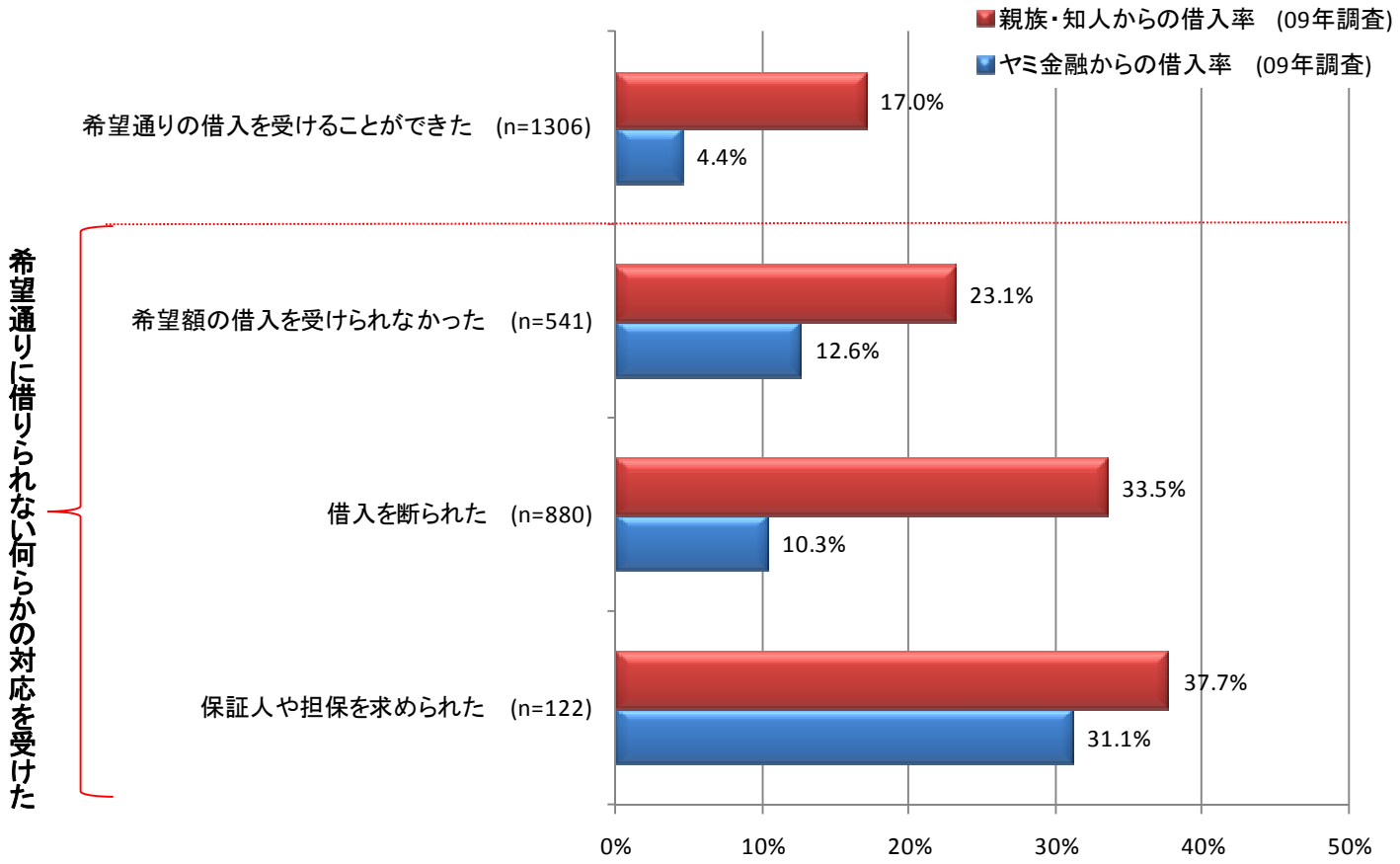

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2009年5月）

【参考】成約率と親族･知人間の借金トラブル件数の推移

◆調査対象媒体

✓ 全国紙5紙、ブロック紙3紙、専門紙（ニッキンなど）2紙。

◆検索条件

①友人＋（借入／借金）

②親族＋（借入／借金）

③知人＋（借入／借金）

⇒ここで、「＋」はand、「／」はorを意味する。上記3条件で検索。

◆集計方法

✓上記検索条件に合致する記事数を機械的に6カ月単位で合計する。

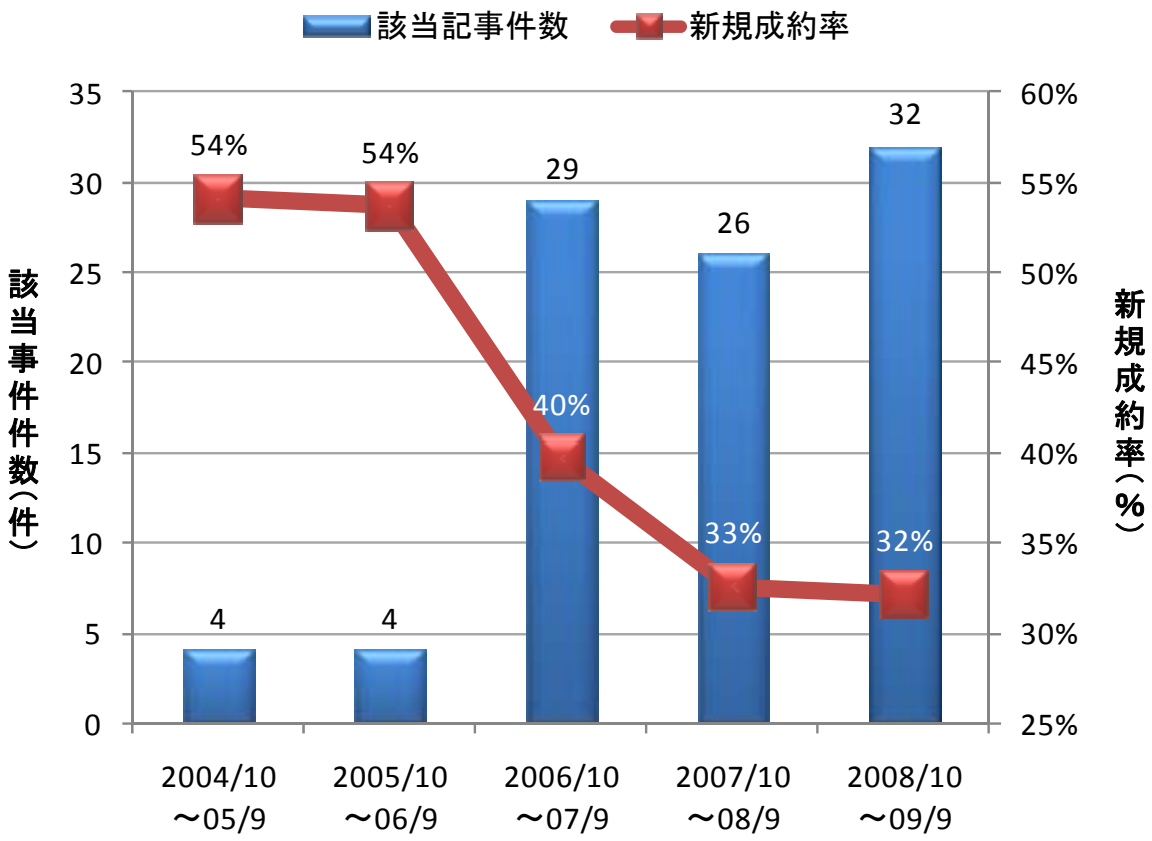

資料：堂下調べ（2009年11月）

消費者金融への申込時の対応別で見た直近1年間の「ヤミ金融接触率」と「ヤミ金融被害(借入)率」の比較　(07年調査と09年調査)

[傾向1]

- 「希望通りに借りられない何らかの対応を受けた」グループによる「ヤミ金融被害(借入)率」は上昇

[傾向2]

- 「希望通りに借りられない何らかの対応を受けた」グループにおけるヤミ金融との接触者が実際にヤミ金融から借り入れる割合は上昇

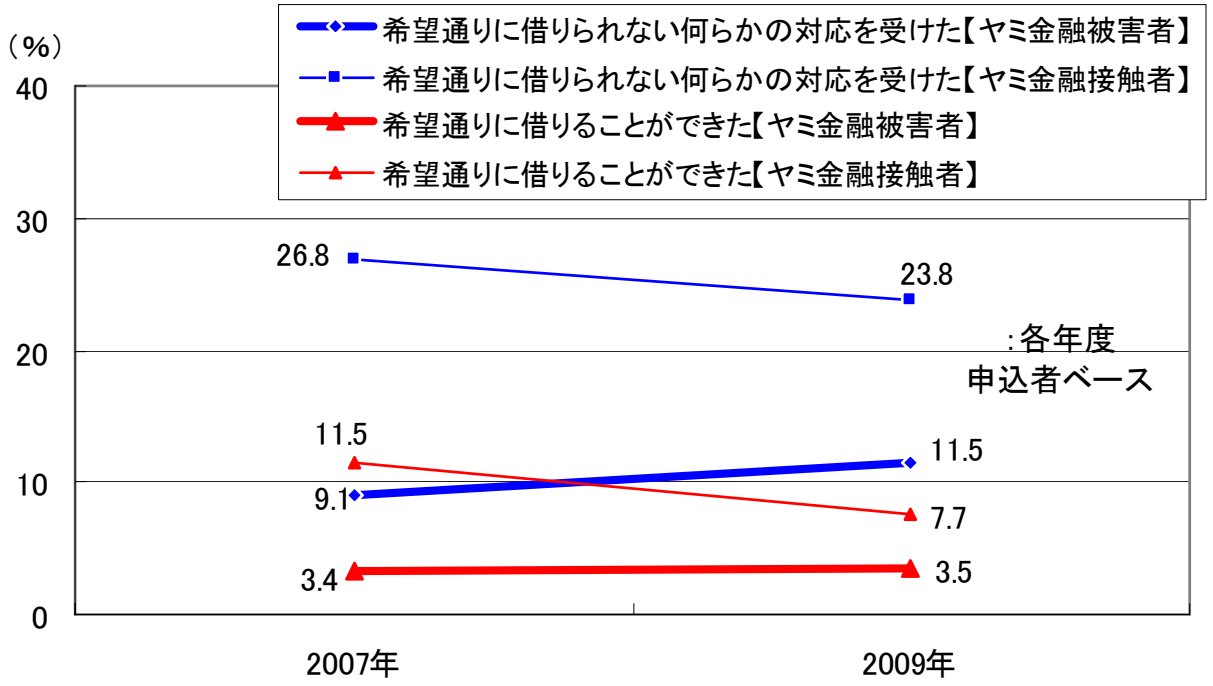

	2007年	2009年
希望通りに借りられない何らかの対応を受けた	n=1472	n=1414
希望通りに借りることができた	n=1301	n=1215

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2007年5月、2009年5月）

ヤミ金融を巡る最近の報道（1）

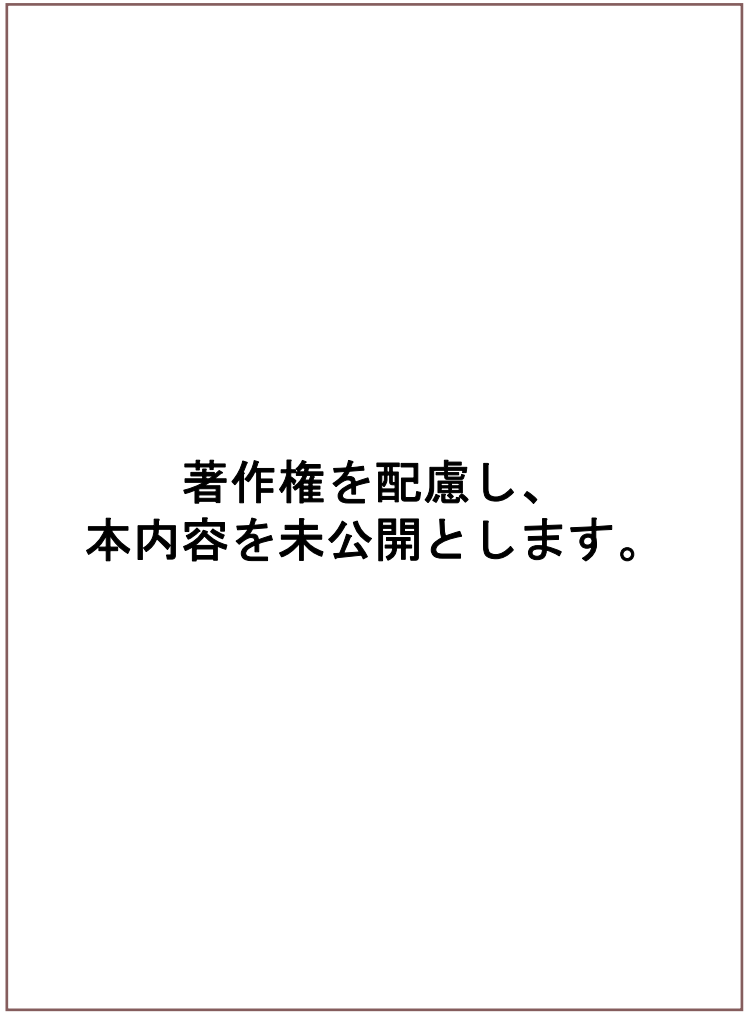

「カード換金商法の横行」『北海道新聞』2009年9月13日

約41倍の金利で貸し付け、元貸金業ら逮捕

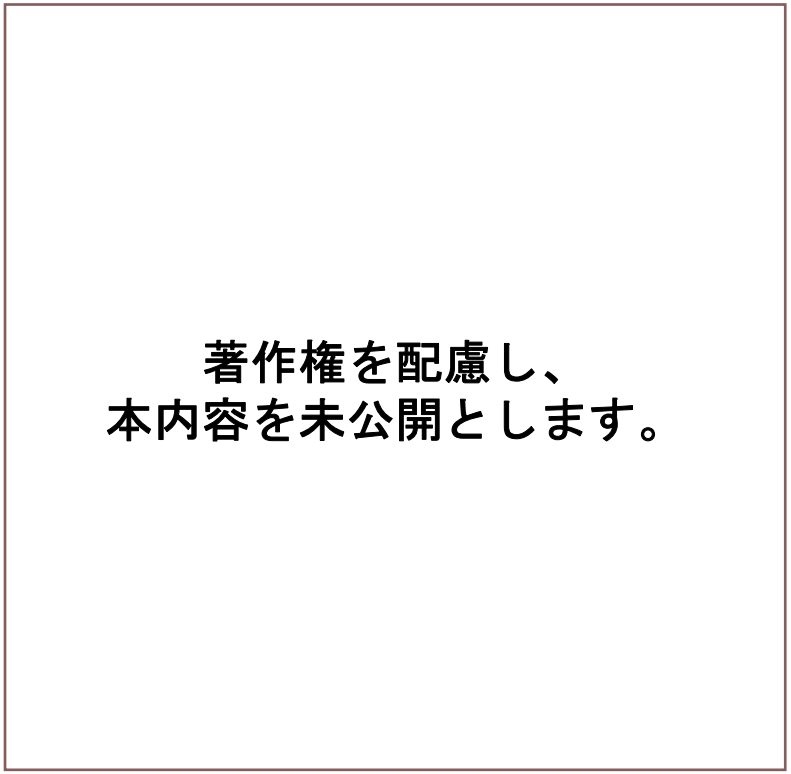

日本テレビ 2009年9月19日配信

ヤミ金融を巡る最近の報道（2）

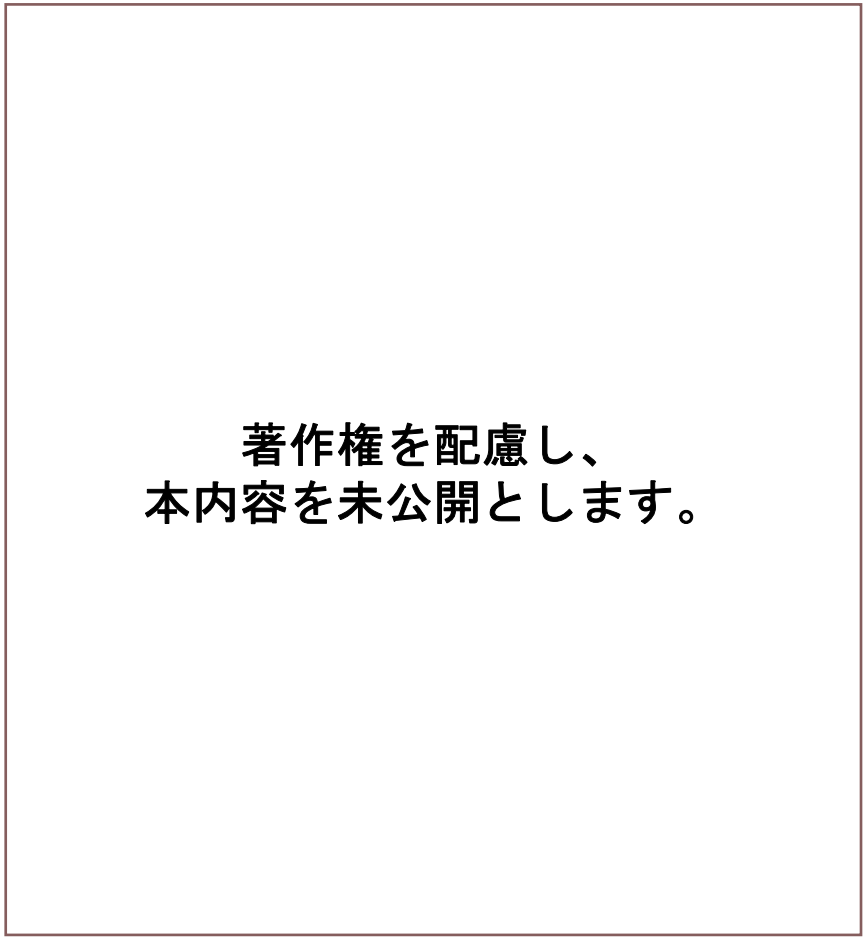

「ヤミ金　元手は消費者金融」『山梨日日新聞』2009年12月5日

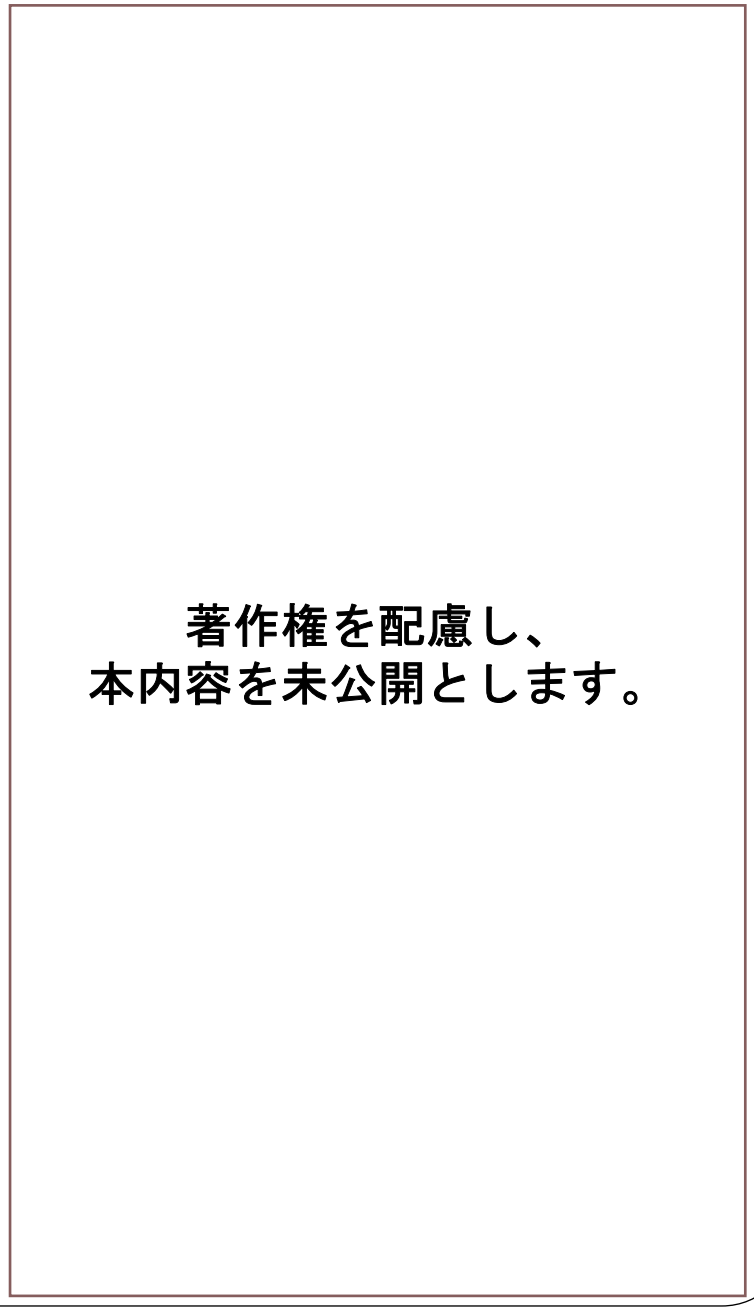

「取り立てないヤミ金」『毎日新聞』2009年10月28日

ヤミ金融以上に跋扈する「クレジットカードのショッピング枠の現金化」ビジネス

- 鶴田大輔（政策研究院大学院大学）の調査によると、「クレジットカードのショッピング枠の現金化」ビジネスが広く普及している。

図　延滞確率区分毎の申込拒絶後の対応（2008年12月調査、n=1000）

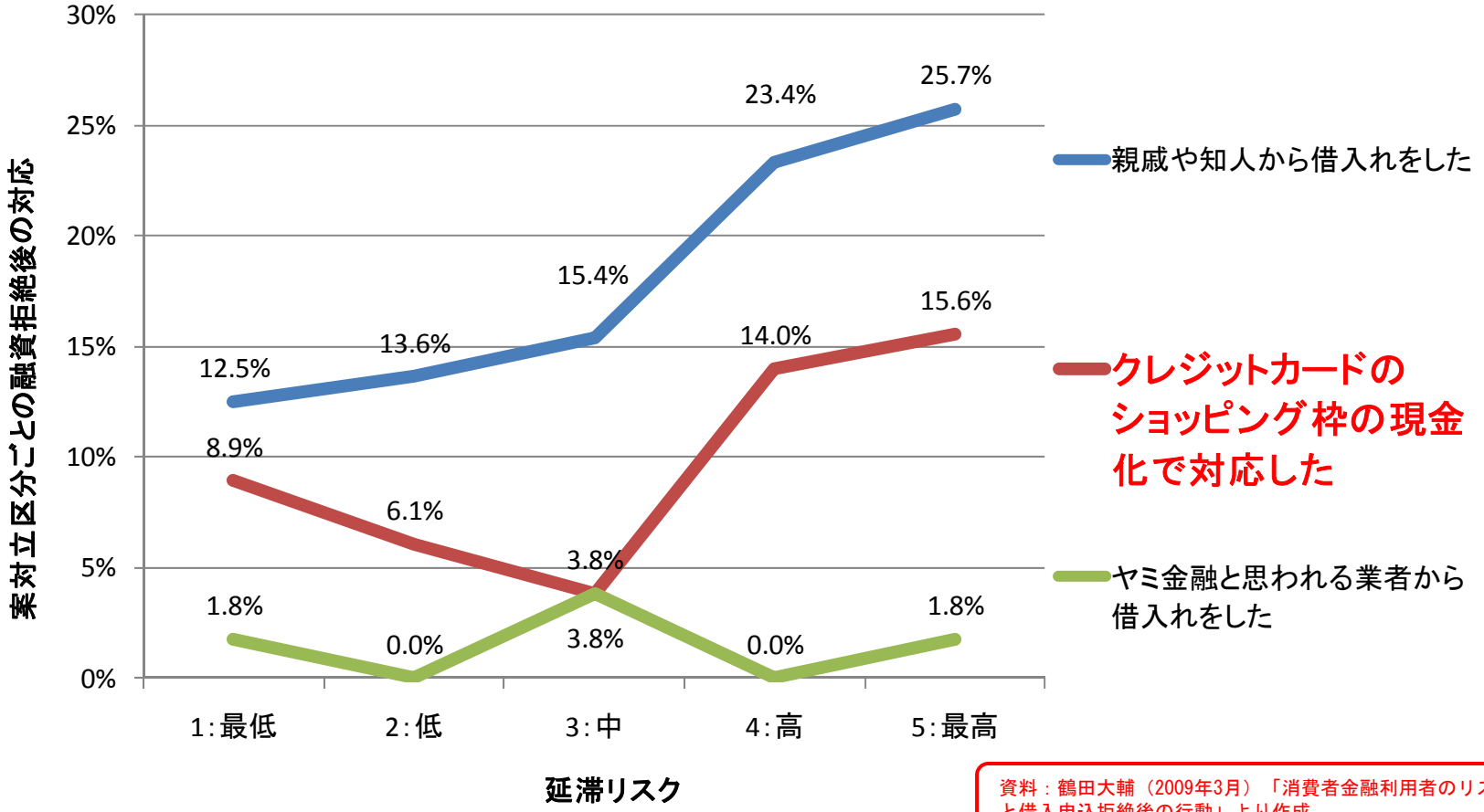

資料：鶴田大輔（2009年3月）「消費者金融利用者のリスクと借入申込拒絶後の行動」より作成

多様化が進むヤミ金融
「カードで現金化」ビジネスの跋扈

直近1年間におけるヤミ金融からの借入率
とショッピング枠現金化の利用率の推移

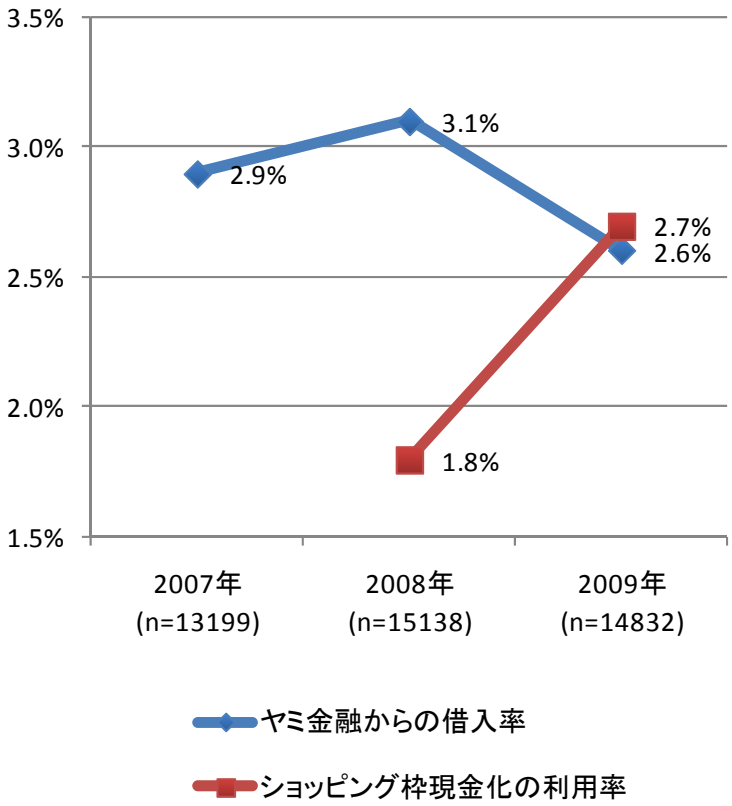

注意：2008年のショッピング枠現金化利用率はウエイトバック集計による補正値

- ヤミ金融からの借入率の推移
  - ✓ ヤミ金融からの借入率は2.9%(07年)から3.1%(08年)に上昇、翌年は2.7%(09年)と減少
- 「カードで現金化」の利用率の推移
  - ✓ 一方でショッピング枠現金化の利用率は1.8%(08年)から2.7%（09年）に上昇
  - ✓ ヤミ金融からの借入率の減少分を吸収する勢いで増加

◆ 対象サンプルは消費者金融の現在利用者と現在利用者、そして消費者金融拒絶未利用者

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2007年5月、2008年5月、2009年5月）

「ヤミ金融のソフト化」という現象

図　ヤミ金融からの借入経験者への感想の変化

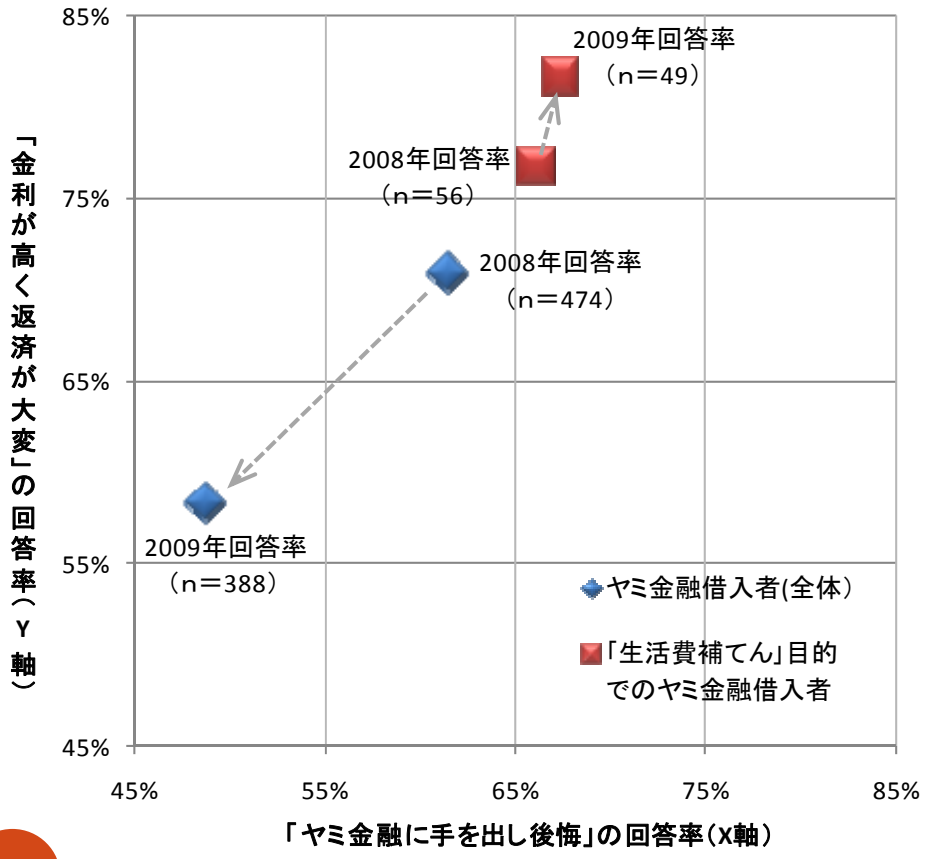

- 08年と09年調査の比較
  - ✓ ヤミ金融の借入経験者全体では「ヤミ金融に手を出し後悔」と「金利が高く返済が大変」の回答率はともに前年から10ポイント以上も下落
  - ✓ ヤミ金融のソフト化を裏付けた
- 選別される借入者
  - ✓ 「生活費の補てん（食費など）」目的で消費者金融からの融資拒絶後にヤミ金融から借り入れたグループでは「ヤミ金融に手を出し後悔」と「金利が高く返済が大変」の回答率は逆に上昇
  - ✓ ヤミ金融の世界で資金需要者をリスクに応じて選別する動き

◆ 対象サンプルはヤミ金融借入者

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2008年5月、2009年5月）

資金使途別によるヤミ金融との接触動向

- 直近一年間に消費者金融に申し込みをし、希望通りの融資を受けられなかった人について、消費者金融への申し込みの目的別にヤミ金融との接触を見ると、「医療費」目的で借入を申し込んだ層において、ヤミ金融の接触率が最も高い。次いで「外食費・飲み代」、「遊興費・娯楽費」目的の申込者と続いている。
- ヤミ金融を利用した「借入実行率」を見ると、「子どもの教育費」目的の利用者が最も高くなっている。

消費者金融への申し込みの目的別　ヤミ金融との接触率

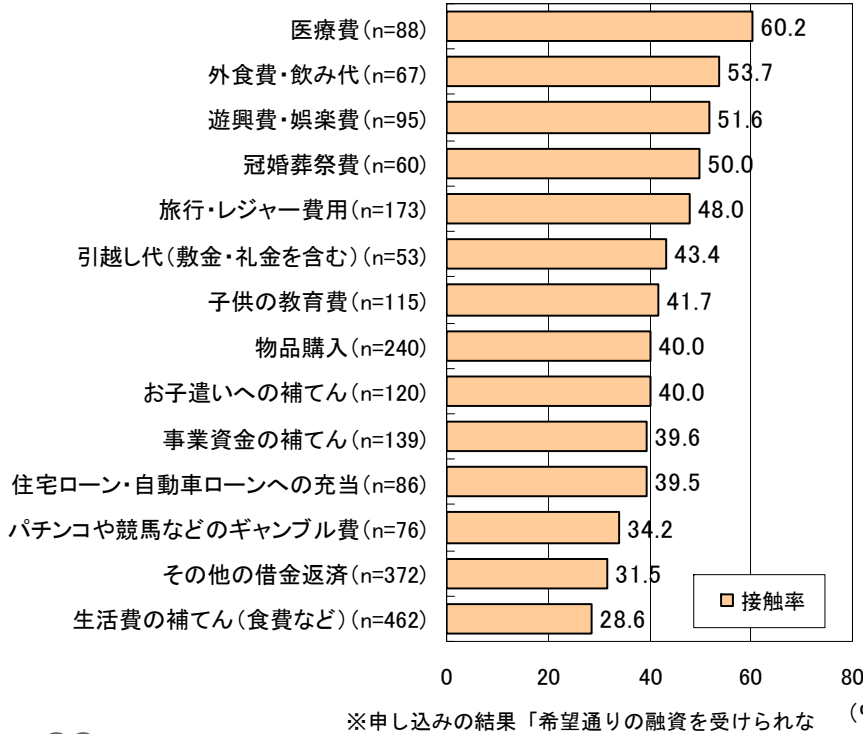

※申し込みの結果「希望通りの融資を受けられなかった」利用者をベースに算出

ヤミ金融からの借入実行率

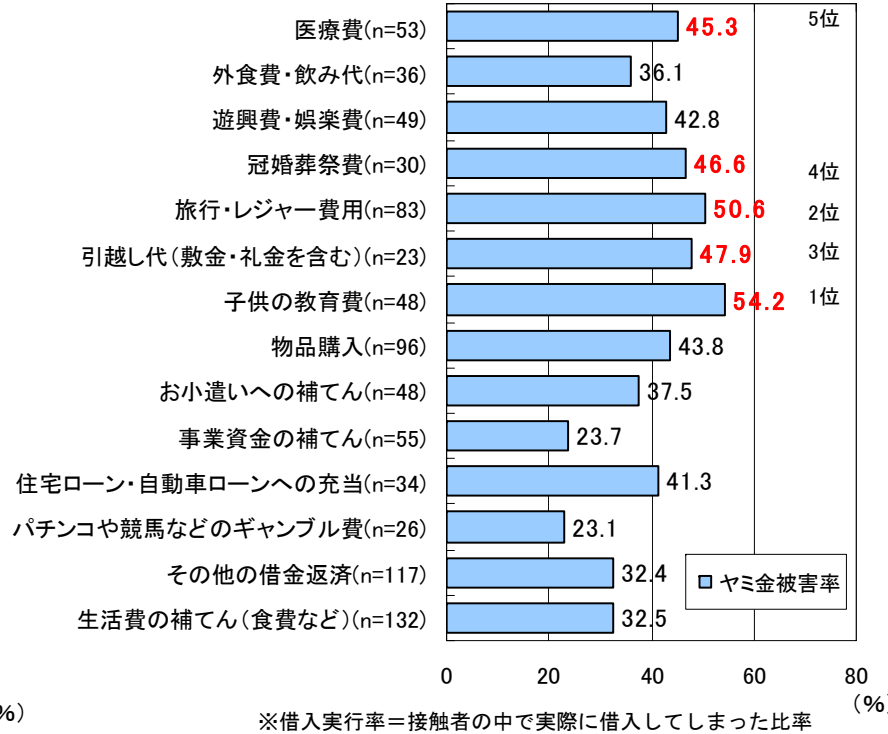

※借入実行率＝接触者の中で実際に借入してしまった比率

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2008年5月）

ヤミ金融組織へのインタビュー調査

ヤミ金の元構成員 (09年10月調査)

プライバシーを配慮し、本内容を未公開とします。

資料：堂下浩「NHK報道局との共同調査」（2009年10月）

ヤミ金のボス (09年12月調査)

プライバシーを配慮し、本内容を未公開とします。

資料：堂下浩「NHK報道局との共同調査」（2009年12月）

ヤミ金融被害者へのインタビュー調査

ヤミ金被害者 (09年7月、11月調査)

プライバシーを配慮し、本内容を未公開とします。

資料：堂下浩「週刊ダイヤモンドとの共同調査」（2009年7月及び11月）

ヤミ金被害者 (09年11月調査)

プライバシーを配慮し、本内容を未公開とします。

資料：堂下浩「共同通信社との共同調査」（2009年11月）

友人・知人からの借入に関するインタビュー調査

友人･知人からの借入者(08年6月調査)

プライバシーを配慮し、本内容を
未公開とします。

資料：堂下浩「週刊ダイヤモンドとの共同調査」（2009年6月）

友人･知人からの借入者(09年11月調査)

プライバシーを配慮し、本内容を
未公開とします。

資料：堂下浩「大阪府貸金業実態調査･第一回中間報告」（2009年12月）

5. 過払い金返還請求の実態

- ✓**潜在市場30兆円***を巡る弁護士・司法書士の争奪戦

（*出典：Moody's Japan「構造転換に直面する日本の消費向貸金業者にかかるクレジットストーリー」（2007年5月））

- ✓過払い金請求を請求後、Happyとなるか？

- ✓弁護士・司法書士のモラルハザード

過払い金返還請求の方法と書面交付状況

✓過払い金請求の80.5%が、弁護士・司法書士を通して行われる

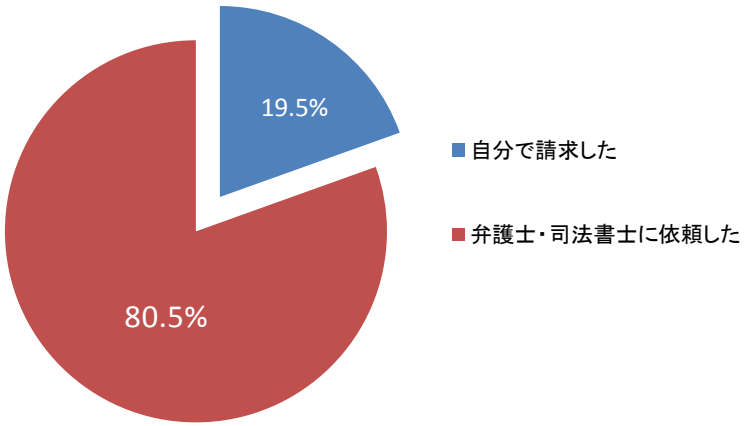

✓一方で、和解書・清算書について正式な書面による確認を認知していない利用者が2割存在

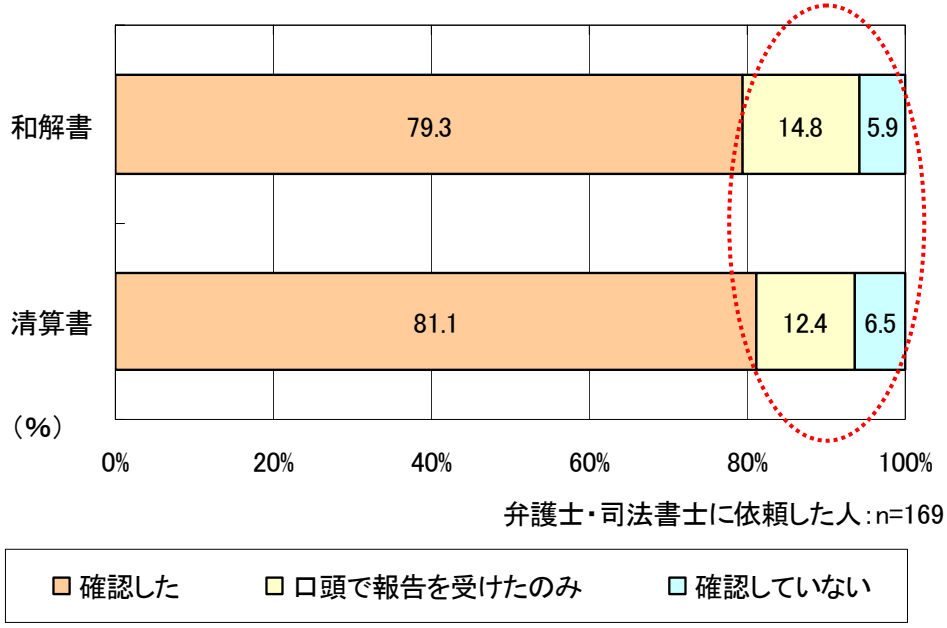

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2008年5月）

過払い金返還請求の実態

図　過払い金返還請求時期で比較した
過払い金返還請求をした理由

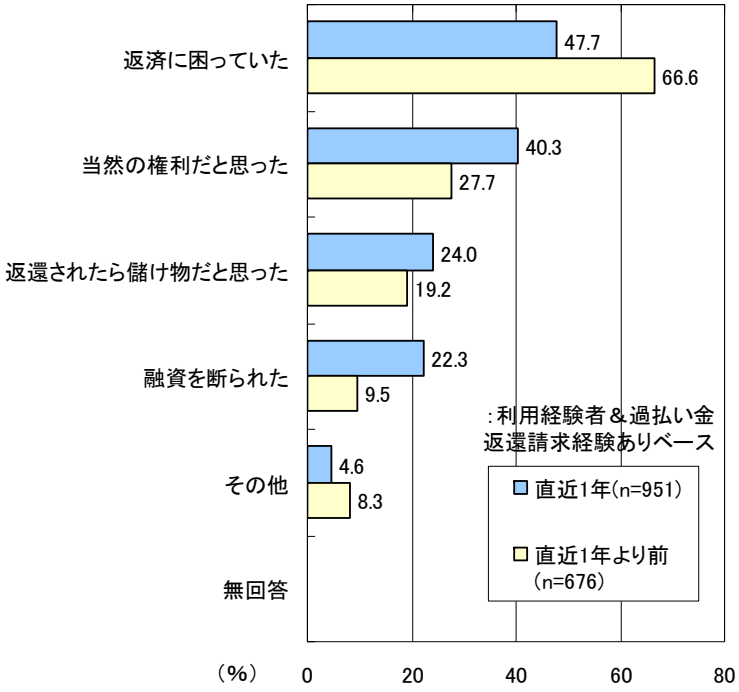

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2009年5月）

図　過払い金返還請求時における弁護士・司法書士による説明の実態

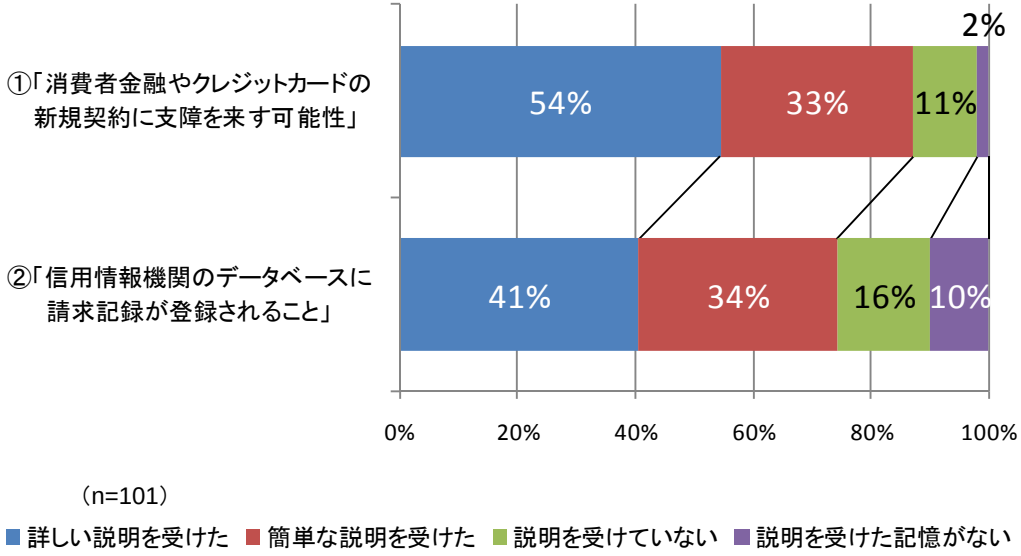

✓ **「説明を受けていない」と「説明を受けた記憶がない」の合計を見ると、①「消費者金融やクレジットカードの新規契約に支障を来す可能性」で13%、②「信用情報機関のデータベースに請求記録が登録されること」に至っては26%。**

注意：調査対象サンプルは、直近1年間で過払い金返還請求を行った人のうち請求時に消費者金融会社からのローン残高を有していた過払い金返還請求者。

資料：堂下浩「過払い金返還請求者へのアンケート調査」（2009年4月）

弁護士・司法書士への手数料の推計

弁護士・司法書士による手数料は

「過払い金返還額」ベースで**31～35%**

□ 推計方法：

- ✓ 弁護士・司法書士の手数料は「過払い金請求額」の約25%程度と推計
- ✓ また、着手金と成功報酬に分けると下式の通り。

  ［弁護士費用総額(万円)］＝

  0.182×［過払い金請求額(万円)］＋

  14.942万円
- ✓ ところで、弁護士・司法書士が貸金業者に請求する「過払い金請求額」と、実際に貸金業者が弁護士・司法書士の銀行口座に入金（返還）する「過払い金返還額」には乖離
- ✓ インタビュー調査によると、「過払い金返還額」は「過払い金請求額」の70～80%

□ 結論：

- ✓ したがって、弁護士・司法書士による手数料は「過払い金返還額」の31～35%と推計

図　過払い金請求額と弁護士手数料

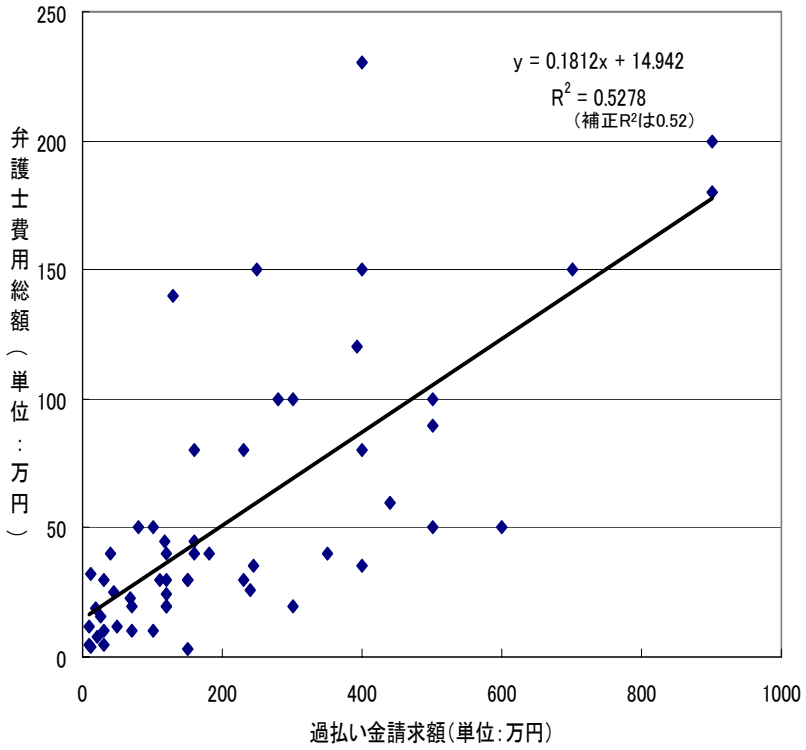

n=56：弁護士・司法書士に依頼して過払い金返還請求をし、実際に返還を受けた利用者

※金額の異常値や矛盾回答のサンプルを除外して算出

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2008年5月）

過払い金返還請求は債務行動の是正に有効か？

図　過払い金返還請求者（2008年請求）による請求前･後の債務行動の比較

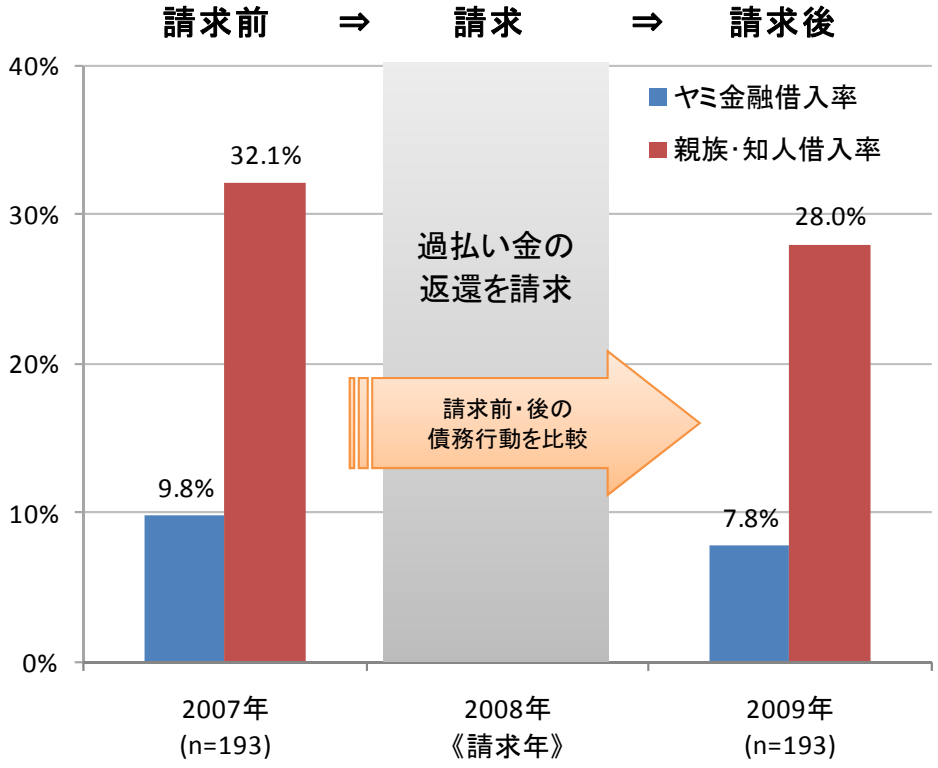

【参考】消費者金融利用経験者（全体）ベースでの「ヤミ金融借入率」と「親族･知人借入率」の推移

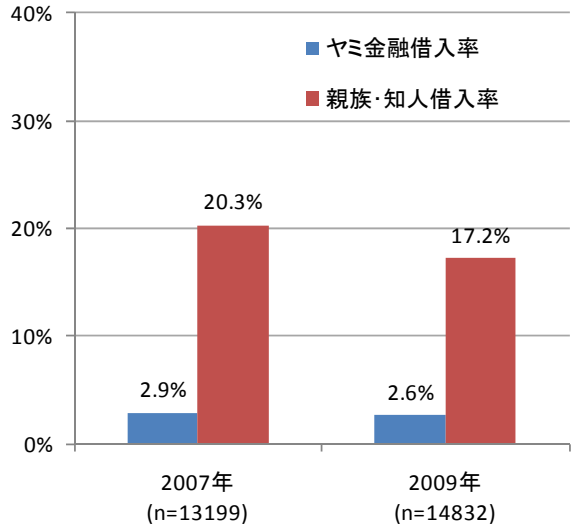

注意：「消費者金融利用経験者」のサンプルは、消費者金融の「現在利用者」、「過去利用者」、そして「借入経験がない申込拒絶者」で構成。

- 返還請求前後の差を比較するために、「ヤミ金融借入率」と「親族･知人借入率」の07年と09年データについてマクネマー検定を行うと、両者に有意な差（5%）は確認できなかった。
- 過払い金返還請求後も、「ヤミ金融借入率」と「親族･知人借入率」は高位のまま。
  - 法的債務整理機能を有したカウンセリング網の整備が不可欠。

「債務整理」市場の実態（期間：2006年1月～09年9月）

消費者金融大手7社の過払返還額

（2006年1月の最高裁判決以降）

約1兆5,000億円（実数値）

↓

全貸金業者が返還した過払返還額

（貸金市場における過払返還額で大手7社が占める割合は約73%）[注意1]

約2兆円（推計値）

↓

弁護士・司法書士が扱った過払返還額

（弁護士・司法書士が請求した過払金は７～８割程度）

約1兆5,000億円

↓

↓

弁護士・司法書士の報酬総額

（弁護士手数料は過払金返還額の約33% ）

５千億円程度

↓

[既得権と化した巨大市場]

一方で、救済されない過重債務者

① 過払い金返還請求者は、債務整理後も借金（親族やヤミ金融からの借入）を続ける傾向が高い

② 安易な弁護士・司法書士による債務整理は「家計の自立支援」や「心のケア」を伴わない

【注意】日本貸金業協会が行った「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」（会員実態調査）のデータを引用して推計。また、残高ベースで全貸金業者のうち協会未加盟は10%程度（協会へのインタビュー調査）。

6. 何のための総量規制か？

- ✓総量規制の認知度は全く進まず
  - 準備の間に合わない資金需要者の続出を懸念
- ✓消費者金融市場は現状の3～4割に減少
  - 貸金市場は実質的に消滅
- ✓総量規制抵触者の7割は総量規制にネガティブな意見

総量規制に抵触する人数と、その後の市場規模

図　総量規制抵触の有無
（人数ベースでの推移）

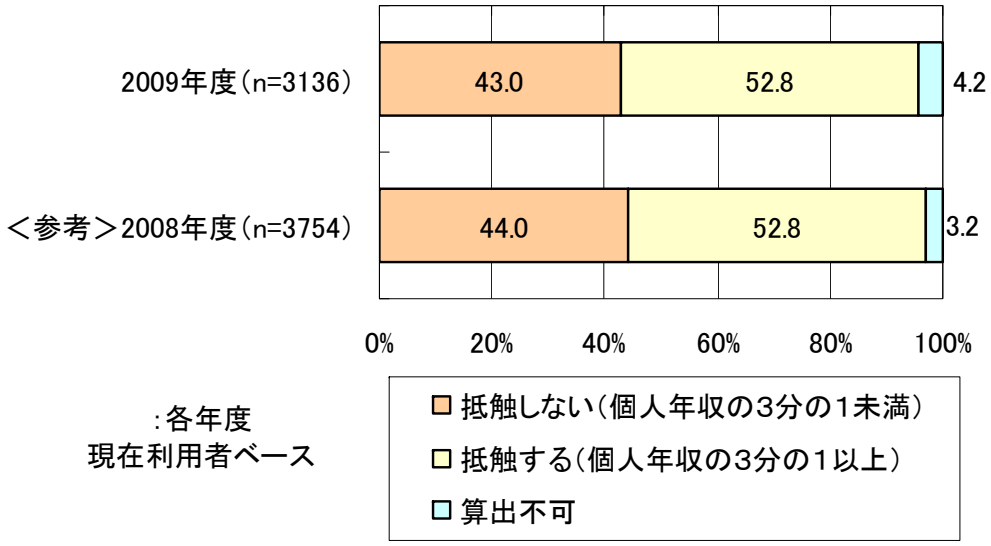

図　総量規制抵触の有無
（借入残高ベースでの割合）

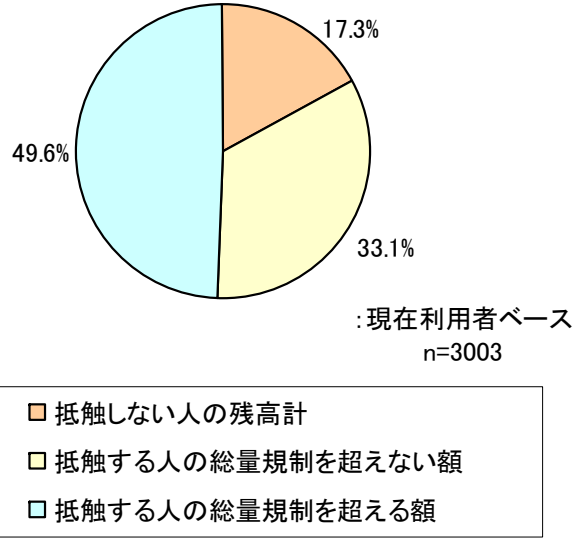

- ✓ 消費者金融利用者の半数が総量規制に抵触。
  - ➢現状、1,000万人程度の利用者が存在。したがって、500万人に影響。

- ✓ 消費者金融の市場残高のうち少なくとも半分は総量規制で消滅。
  - ➢専業大手7社の残高は現状の5兆円から2.5兆円への縮小。
  - ➢しかし実際には、総量規制により貸し渋りを受けた利用者は返済困難に陥り破綻。

  したがって、専業大手7社の残高は総量規制の実施により1.5兆円程度に縮小と推計。

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2009年5月）

総量規制を超えても返済余力者は多数いる
一方で、総量規制内でも返済困難者は存在する

図　個人年収に対する貸金業の現在のローンの残高の比率

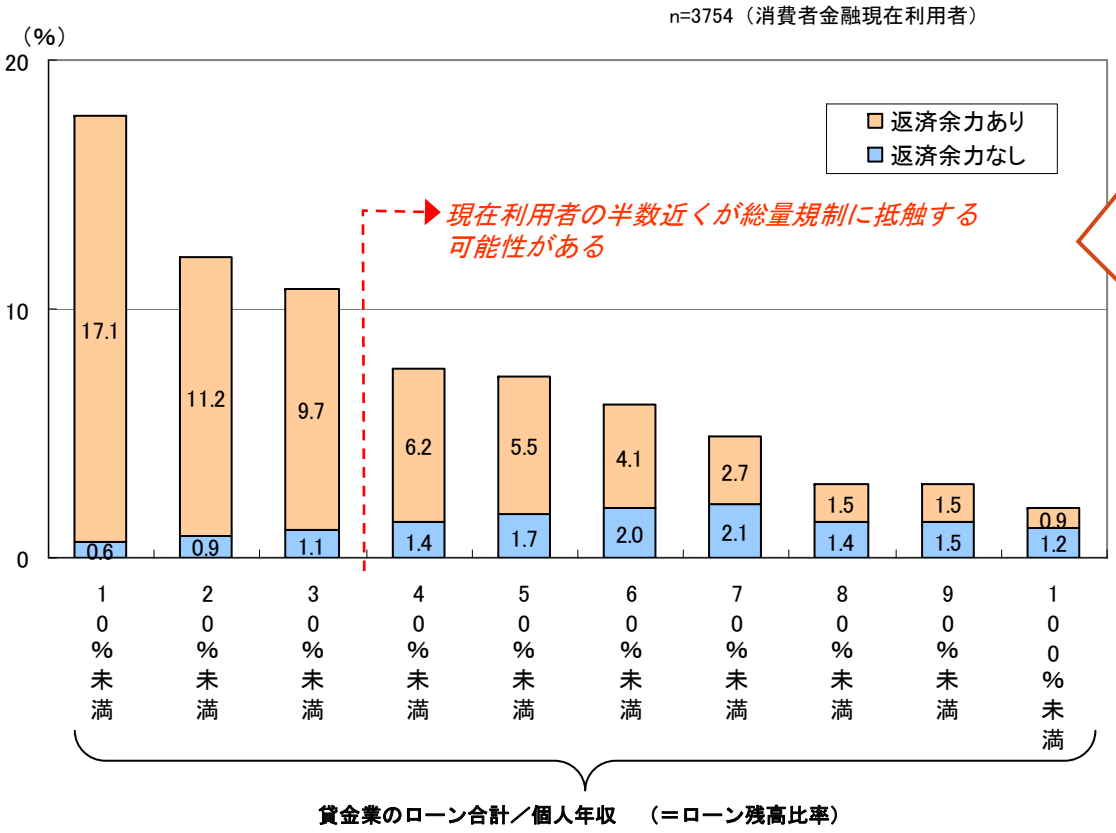

※消費者金融現在利用者のうち、「クレジット会社のキャッシング」「共同出資会社」「消費者金融会社」「銀行以外の不動産担保ローン」を貸金業のローンとして計算した。

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2009年5月）

- ◆ 消費者金融の現在利用者の返済余力を算定した上で、現在利用者を「返済余力あり」と「返済余力なし」に区分。
- ◆ ローン残高比率が高くなるにつれて、「返済困難者」の割合は増加。
- ◆ しかし、年収1/3基準を超える比率以上でも「**返済余力者**」と判定される利用者が数多く存在。
- ◆ 年収70～80%未満でも、5割以上の利用者が「**返済余力者**」と判定。
- ◆ 一方で、総量規制**内**でも「**返済困難者**」は存在。

総量規制が引き起こす家庭内の不和（その1）

借金の定義からの検証

［家計の借金］ ＝ ［銀行借入］ ＋ ［ノンバンク借入］

＝ ［世帯借入］ ＋ ［個人借入］

＝ ［住宅ローン］ ＋ ［自動車ローン］

＋ ［無担保ローン（**銀行借入**）］ ＋ ［無担保ローン（**ノンバンク**）］

＝ ［夫名義借入］ ＋ ［妻名義借入］

＝ ［世帯借入］ ＋ ［夫借入（**公然**）］ ＋ ［夫借入（**内緒**）］

＋ ［妻借入（**公然**）］ ＋ ［妻借入（**内緒**）］

問題点2 ：

総量規制の考え方として、「個人借入に関する情報は世帯構成員に知られている」との前提に立っていないか？

しかし実際には、個人借入に関する全ての情報は世帯構成に公然となっていない。

［借入］＝［借入（公然）］＋［借入（**内緒**）］

現実の家計では、“内緒”に（ある意味では機動的に）借入が行われ、借入残高が収入に応じて案分比例されるとは考え難い。

問題点1 ：

総量規制の考え方として、

［銀行借入］＝［世帯借入］

同時に、［ノンバンク借入］＝［個人借入］

という先入観はないか？

しかし実際には、個人借入（無担保ローン）の手段として、ノンバンクよりも銀行のカードローンが普及している。

総量規制が引き起こす家庭内の不和（その2）

図　職業別による配偶者に債務状況を伝えることへの抵抗感の度合い

- ✓ 消費者金融を現在利用している既婚者のうち、配偶者に債務状況を伝えることへの抵抗感は職業別で特徴的な傾向がみられる。
- ✓ 「**公務員・団体職員**」で配偶者に告知する抵抗感が最も強い。

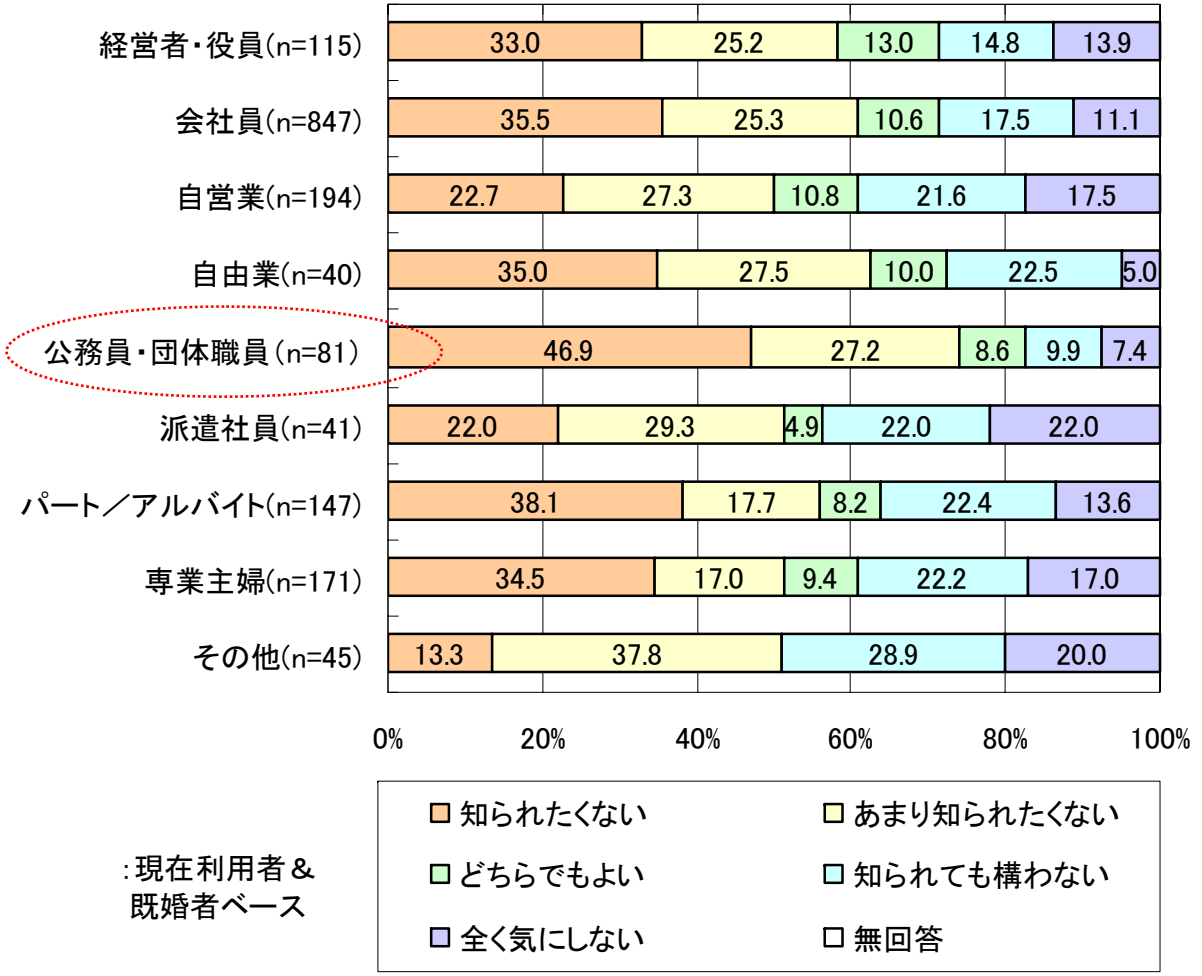

:現在利用者＆既婚者ベース

資料：消費者金融利用者へのアンケート調査（2009年5月）

「個人年収の1/3」には根拠があるのか？

1. 総量規制により**不利益を被る**ケース
（無担保ローン借入残高は**225万円**）
→ *ノンバンクから個人年収1/3超の残高あり*

＊ モデルケースとして、年収600万円の独身世帯。借入総額は225万円。
＊ 全てノンバンクからの借入（年利15%、3年間契約）。

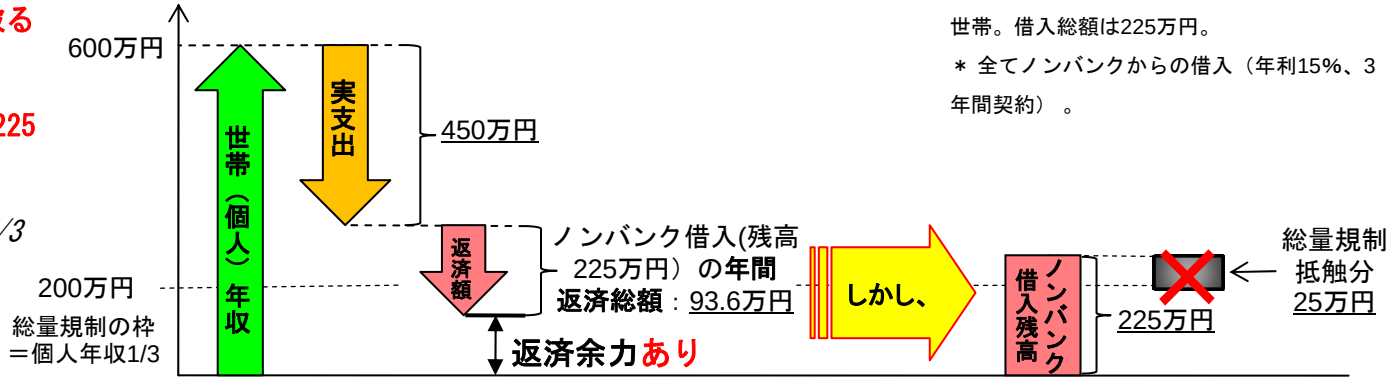

2. 総量規制で**救済できない**ケース
（無担保ローン借入残高は**400万円**）
→ *ノンバンクよりも銀行借入が多い*

＊ モデルケースとして、年収600万円の独身世帯。借入総額は400万円。
＊ 内訳として、ノンバンクから100万円（年利15%、3年間契約）、銀行から300万円（年利15%、3年間契約）の残高。

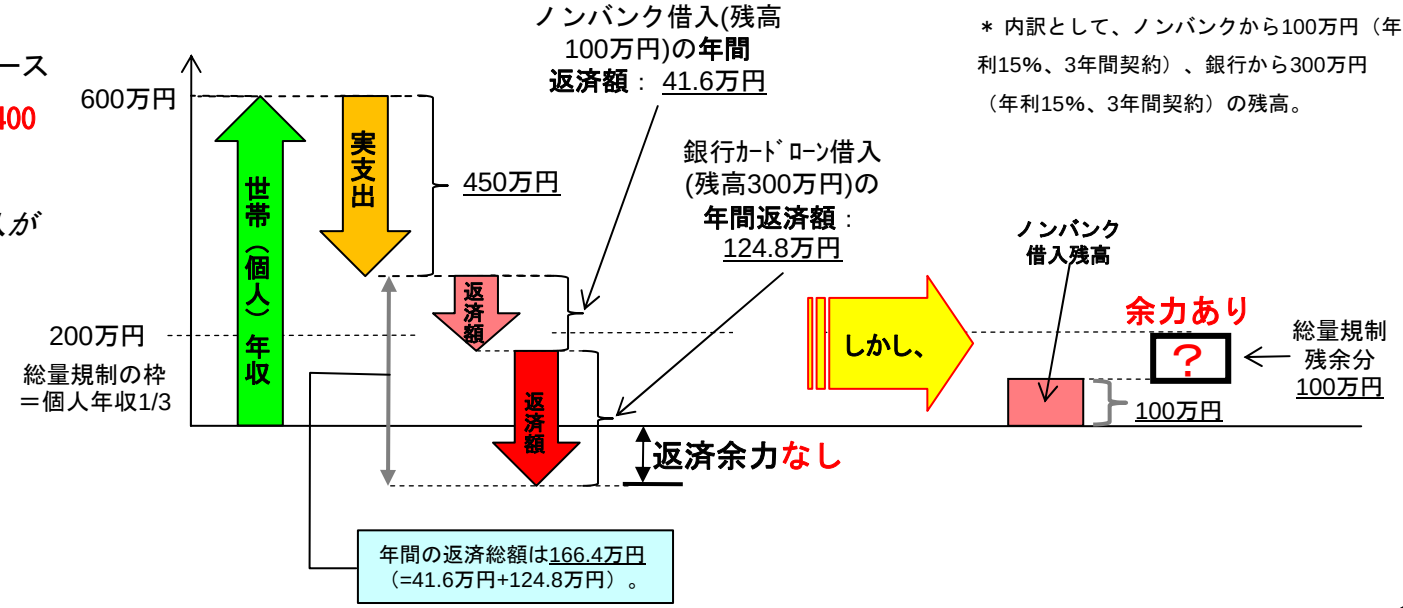

7.　まとめ

① 貸し渋りを受ける被害者の属性は就労条件から年収へ変化。

② 消費者金融からの借入は減少傾向にあるものの、親族・友人からの借入は増加傾向。

③ 貸し渋りを受けた零細事業主は政府の「セーフティネット貸付」等を利用しつつも、膨大な手間と時間を費やした結果、機会損失を発生させた。

④ ヤミ金融は多様化・変容化して、社会へ確実に侵食している。

⑤ 改正貸金業法の成果を科学的に予測・検証すべき段階。

⑥ 一体、**誰**が**得**をしたのか？

【参考】　「小学生児童まんが」が教えるモラルハザードの恐ろしさ

- 徳政令後の社会変容。①混乱する金融システム、②道徳観・契約概念の欠如など
- 鎌倉時代の「永仁の徳政令」後、鎌倉幕府は崩壊。

著作権を配慮し、本内容を未公開とします。

資料：「小学生学習まんがシリーズ 社会科編」小学館

追記

- 今後、金融庁による検証を期待するテーマ
  1. 改正貸金業法がノンバンクを子会社化している銀行の財務内容に与えた影響
  2. ノンバンクが発行した貸金業債権証券化商品に関して、改正貸金業法が資本市場の信頼性に与えた影響
  3. ノンバンクが発行した貸金業債権証券化商品を購入したことで、改正貸金業法が金融機関（生損保、地銀ほか）に与えた影響
  4. 結果として、国民が改正貸金業法で負担したコスト算定

など

そして、

“焼け跡金融”が残った。

海外の先行研究(1)： 金銭カウンセリングの有効性

クレジットカウンセリングは本当に有効なのか？
ーカウンセリングが借り手のクレジット利用と返済行動に及ぼした影響ー

クレジットカウンセリングは多重債務者の救済のためのセーフティネットとして多くの人々によって提唱されている。Staten, Elliehausen and Lundquist（2002）[1]は、NFCCの５つのCCCSでカウンセリングを受けた１９９７年の債務者約１万４千人を対象に、クレジットカウンセリングが３年という期間で債務者の信用実績にどのような影響を与えるかについてテストを行った。

NFCC（全米消費者信用協会）におけるクレジットカウンセリング

クレジット先進国であるアメリカでは、２００１年度だけでも２００万から２５０万のアメリカ人が相当な財務的プレッシャーを受けているとされ、自己破産に先立つ一つの選択肢としてクレジットカウンセリングなどのアドバイスや支援を求めているとされている。その受け皿となっているのがNFCC（全米消費者信用協会）である。NFCCとは１９５１年に創設されたNPOで、米国でも最も古く、全米で１３００を越える登録機関CCCS（消費者クレジットカウンセリングサービス）をもつ米国最大のネットワークであり、債務者に様々なアドバイスやサービスを提供している。

研究結果はクレジットカウンセリングの有効性を支持

信用度の客観的尺度としてクレジットビューローのトランスユニオンから得たEmpiricaスコアや負債額、延滞回数などのデータを用い分析した。

[仮説]

① カウンセリングがクレジット・プロフィールの改善にプラスの効果があるのか？
② 同レベルのリスク・スコアを持つ債務者の場合、カウンセリング経験の有無によってクレジット・プロフィールの改善に明確な違いがあるのか？

[結論]

1. クレジットカウンセリングが、債務者の信用度（EmpiricaおよびEmpirica銀行カード・スコア）にプラスの影響を与えることが統計的に支持された。
2. その効果は、カウンセリング時に比較的悪いEmpiricaスコアをもつ債務者にとって大きかった。より良いEmpiricaスコアをもつ債務者にとっては小さな効果が見られた。
3. カウンセリングをうけた債務者は、未経験者と比較して概ね改善を経験した。Empiricaスコアが改善していなかった場合でも、その他の変数で改善が見られる。
4. カウンセリング後３年で、カウンセリングを経験した顧客の延滞実績が実質的に良くなっている。

これらの結果は、クレジットカウンセリングがクレジットの利用および返済行動にプラスの影響を与えているという強い証拠を示している。NFCCのメソッドを利用したカウンセリングを受けた債務者は、続く３年にわたってクレジット・プロフィールが改善されている。

---

[1] Staten, E. Michael, G. Elliehausen and E. C. Lundquist, The Impact of Credit Counseling on Subsequent Borrower Credit Usage and Payment Behavior, Monograph #36, Credit Research Center, Georgetown University, March 2002.

海外の先行研究(2)： 金利規制と総量規制の有効性

高リスクの貸し手に対する融資の禁止は効果的であるか?

-資金需要者に対する信用供給への制限がもたらす影響-

米国でサブプライム問題が顕在化した後、ニューヨーク連邦準備銀行の研究員であるドナルド・モルガン氏とマイケル・ストレイン氏が“ペイデー”ローン(主に短期高金利貸付)の禁止は多重債務の減少と消費者の経済状態の改善につながるのか、についての分析結果を発表した[*ニューヨーク連邦準備銀行　調査資料* No.309] [1]。 米国では、ペイデーローンは度々“略奪的融資がもたらす負債の罠”として非難されてきた。 モルガン氏とストレイン氏は、ジョージア州とノースカロライナ州で2004年5月及び2005年12月にペイデーローンが禁止されてから、これらの州での世帯の動向を調査し、この主張の検証を行った。

ニューヨーク連邦準備銀行　調査資料

米国連邦準備銀行(FRB)は、米国金融システムの健全性を維持する責任があり、連邦政府が規制する銀行の安全性と健全性の確保及び消費者の略奪的融資からの保護も含まれる。FRBのスタッフは、定期的に調査のイニシアティブを発揮し、金融システムに関する主張や懸念事項の検証を行う。彼らが行う調査は、いかなる業界団体(例えば、金融業界など)や特定の利益団体(例えば、弁護士界など)からも恩恵や支援を一切受けていないため、一般的に公正で客観的であると考えられている。

調査根拠

米国では州により高金利融資への取り組みが非常に異なっている。高金利融資を完全に禁止している州もあれば、制限を緩和し、概して消費者のリスクに見合う適切な金利設定を決定する市場を好む州もある。州により多様性が見られるため、FRBの調査官は、“ペイデーローン禁止令”の施行前と施行後で、消費者の破産率、融資関連の苦情件数や経済状態の他の尺度の比較を行うことにより、様々な規則の効果について客観性のある結論を引き出すことが出来た。

[仮説]

1. “ペイデー”の貸し手からの借り入れは、債務者を借入と返済の終わりのないサイクルに陥れるのか？ [2003年「Center for Responsible Lending(責任ある貸付センター)」発行の主張]
2. この“債務の罠”は、他の“選択肢”と比較して借り手のクレジットコスト総額を増加させるのか? [同じく「Center for Responsible Lending(責任ある貸付センター)」発行の主張]

[結論]

1. 「Center for Responsible Lending(責任ある貸付センター)」による主張に反して、FRBの調査官は、州がペイデー融資を禁止して以来、自己破産率が増加、貸し手に関する苦情件数が増加し、低所得顧客が他の金融サービスに支払う費用総額が増加していることを発見した。
2. 上記の[結論] 1. の現象が単に高金利融資への禁止から生じる短期のショック効果から生じているものであるかの検証において、調査官は、法律が変更され、貸し手がより高い金利を課し、高リスクの消費者へより多くの融資を行う地域では、長期にわたる破産率と貸し手に対する顧客の苦情件数が実質的に大幅に減少したことを発見した。

今回の調査結果では、高金利であっても規制された信用を借り手に提供することは、長期にみると、借り手が個人の家計管理を改善する手助けとなっており、最終的には、貸し手による信用拡大を禁止するよりも、より良い顧客保護となるという見解を支持している。

[1] Federal Reserve Bank of New York Staff Reports, no. 309, November 2007

海外の先行研究(3)： 主要先進国における金利規制の実態

金利の概念は国情に応じて異なる。比較には精緻な定量的検証が不可欠

- 金利規制と金利概念の差異 -

[米国]

◆ 金利規制：（実質的に）なし

- ✓ 連邦最高裁判例（1978年）により、連邦法免許銀行は、その本店登記の州の金利を全米に適用できる。
- ✓ 現状、多くの銀行が上限金利規制の無い州に本店を登記しており、実質、上限金利規制は無い。
  - ➢ 但し、多店舗を有しない小規模金融業者（特に、低所得者が利用する小口金融業者）は所在州の規制を受ける。

◆金利の概念：

- ✓ 借り手が実際に支払う金利に加えて、各種手数料などが含まれる。
- ✓ 延滞関連費用は金利には含まれない。

[英国]

◆ 金利規制：なし

- ✓ ただし､消費者信用法により､暴利的信用取引であると認める場合には、裁判所は､契約を再締結させることができる。
- ✓ 刑事法的観点からの規制はなし。

◆金利の概念：

- ✓ 法的な上限金利なし 。

[ドイツ]

◆ 金利規制：規制あり

- ✓ 中央銀行が月次で発表する市場金利の2倍（市場金利が12%以上の場合は+12%）が上限金利（それ以上は民事上無効）。
- ✓ 刑法上の上限金利も同様。
  - ➢ 2006年3月の上限金利

リボルビング	21.18 %
月次約弁付	15.06 %

◆金利の概念：

- ✓ 借入人のオプションによる費用（保険）、会員費、通信費、各種証明書発行費、延滞に伴う手数料もしくは延滞金利は上限金利とは別に請求可能。
  - ➢ 但し、手数料等は全て契約書に明記しなければならない。

[フランス]

◆ 金利規制：規制あり

- ✓ 中央銀行が四半期ごとに発表する平均包括実質利率を3分の1以上 上回る利率は暴利的利率とされる(民事上無効･刑事上処罰)。
  - ➢ 2008年7月の上限金利

1,524ユーロ以下	20.76%
1,524ユーロ超	9.68%～20.51%

◆金利の概念：

- ✓ ローン実行時に、想定される必要な経費は全て金利扱い。期前返済手数料・延滞手数料･各種通信費は金利とは別に請求可能。
  - ➢ 但し、延滞利息に関しては、算定式が法定されている。

出典:各種資料(例えば、英国貿易産業省の"The Effect of Interest Rate Controls in Other Countries,"August 2004)及びインタビュー調査でより作成

海外の先行研究（4）： 先進市場における消費者信用のコストと影響

主要な市場で信用提供にかかる金利と総費用は？

- フランス、ドイツ、英国やその他諸外国における信用コストの定量分析 -

2003年、英国の多くの消費者擁護団体が、上限金利を設けることは「搾取的貸付への対策、消費者保護の促進、貧困対策のための効果的な手段である」として、英国政府に対しその導入を推奨した。これを受けて、英国政府の貿易産業省は、英国への上限金利の導入が及ぼす影響を把握するため、他国で金利規制がどのような機能を果たしているかについての調査を委託した。同省は、証拠に基づく政策決定を専門とする独立調査機関のPolicisにそのレビューを実施させた。

それ以来、Policisが発表した調査は、消費者貸付に対する様々な規制の取り組みが消費者や消費者信用市場にどのような影響を与えるかについての客観的な情報源として広く参考にされてきた。2005年、2006年に日本の金融庁が世界の消費者金融業に関する独自の調査を行った時も、Policisは規制当局に対し、金利規制が消費者保護に効果的かどうかの結論を示した資料を数多く提供した。

調査の根拠

Policisは米国、英国、フランス、ドイツで調査を実施。国単位では、フランスとドイツは事実上約20%の上限金利を設定しているのに対し、米国と英国は貸付に対する上限利息を設けていない。レビューを行うにあたり、Policisは、規制当局の調査、信用情報センターのデータベースの分析、業界団体や事業者団体へのインタビュー、及び様々な市場における借り手の貸付実態のサンプリングを行い、2004年に「英国貿易産業省－他国における金利規制の効果」という報告書を発表した。

仮説

1. 上限金利は消費者への信用提供にかかる実際のコストの削減に効果があるのか？
2. 金利の上限が信用市場全体に与える影響は？金利の上限が信用貸付の利用状況をどう左右するのか？

結論

1. フランスとドイツでは、一般的に基本的な金利には約20%の上限が定められているが、融資する際に発生する費用や手数料が他にも多くかかり、低所得・高リスクの借り手は**実際に融資を受けるのに事実上20%をはるかに上回るコスト**を負担することになる。Policisはあるケーススタディを例に挙げ、顧客の返済傾向や補足費用によっては、**契約上20.8%の金利が付くフランスの典型的なローンが事実上47.9%の金利を負うことになる**という状況を説明している。

2. **厳しい上限金利が定められている市場では、信用市場全体が比較的活性化しておらず、経済成長にマイナスの効果をもたらしている。**Policisは、ドイツの信用市場を英国・米国と比較し、ドイツの同市場の弱さは長期的な経済成長の低迷と関連していることを検証した。

3. **上限金利が定められている市場は、厳しい上限がない市場と比べて、違法業者の発生率が著しく高い。**Policisは、フランス・ドイツで信用事故歴があり、違法業者から融資を受けたことのある借り手の割合が英国の2倍以上であることを検証した。

4. **信用に問題のある借り手（例えば高リスクの借り手）は、上限金利が定められている市場で受ける社会的・金銭的損害が比較的大きい。**フランス・ドイツを英国と比較すると、信用事故歴がある人の中で、生活面で他の問題を抱えている人の割合は、英国と比べて2倍以上であった。他の問題とは、雇用、基本的な光熱費（例えば電気代、水道代）の支払い、基本的な衣服の購入における問題や、家賃・住宅費用の支払いが困難な状況等を指す。

[1] 参考資料は英国シンクタンクのPolicisによる調査（www.policis.comを参照）。なお、Policisの代表的な論文の邦訳は http://www.waseda.jp/prj-ircfs/researchmaterial.html から入手できる。本ウエブサイトのQRコードを左⇒に示す。